

令和5年第4回東大和市議会定例会会議録第23号

令和5年12月1日（金曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
3番	石田昭太朗君	4番	関綾子君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	森田博之君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	高峰章君
14番	大川元君	15番	中間建二君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	佐竹康彦君	19番	東口正美君
20番	金井康哲君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（1名）

5番 早川美穂君

議会事務局職員（5名）

事務局長	吉沢寿子君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（35名）

市長	和地仁美君	副市長	松本幹男君
教育長	岡田博史君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	総務部参事	関田孝志君
市民環境部長	木村西君	子ども未来部長	志村明子君
地域福祉部長	伊野宮崇君	健幸いきいき長	川口荘一君
まちづくり部長	金子秀之君	教育部長	小俣学君
教育部参事	小野隆一君	企画政策課長	荒井亮二君
公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君	財政課長	鈴木俊也君

総務管財課長 関根 崇 君  
市民課長 長井 素子 君  
地域振興課長 池田 剛 君  
子育て支援課長 原 里美 君  
地域包括ケア  
推進課長 石嶋 洋平 君  
健康推進課長 幸村 有紀 君  
まちづくり推進  
担当課長 梅山 直人 君  
道路交通課長 一ツ木 正美 君  
新校開設  
担当課長 大野 祐司 君  
生涯学習課長 岩野 秀夫 君

職員課長 高田 匡章 君  
産業振興課長 井上 昌弘 君  
環境対策課長 梶川 義夫 君  
障害福祉課長 大法 努 君  
介護保険課長 里見 拓美 君  
都市づくり課長 稲毛 秀憲 君  
土木公園課長 廣瀬 裕 君  
教育総務課長 斎藤 謙二郎 君  
指導担当課長 菅野 恭子 君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時29分 開議

○議長（東口正美君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（東口正美君） ここで、欠席の届出について報告いたします。  
早川美穂議員より、本日の会議を欠席する旨の届出がございました。  
以上でございます。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（東口正美君） 日程第1 一般質問を行います。

---

#### ◇ 高 峰 章 君

○議長（東口正美君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、13番、高峰 章議員を指名いたします。

[13番 高峰 章君 登壇]

○13番（高峰 章君） おはようございます。会派無所属、日本維新の会公認、高峰 章と申します。第4回定例会におきまして、通告に従い、6項目の御質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず1番ですが、「ちょこバス」の役割などについてということであります。

①「ちょこバス」は、市内の公共交通空白地域と市内鉄道各駅などを結ぶ、当市のコミュニティバスであります。この公共交通空白地域の定義は、どうなっているのでしょうか。

②「ちょこバス」は、路線バスの補完的な役割ではないと考えますが、市の認識についてお伺ひいたします。次に、2番です。庁舎管理についてです。

①令和5年第3回定例会で、庁舎管理についての質問に対して、必要に応じて、安全利用の啓発などに関する研究を行っていくとの御答弁でありました。その後の進捗状況についてお伺ひいたします。

②庁舎内の階段などで、人同士の衝突を防ぐためにおいて、当市の庁舎管理の規程は、どうなっているのでしょうか。

3番です。公共施設の更新問題についてです。

①小・中学校の新規建設の際には、東京都や国から補助金は出ているのでしょうか。

②決算討論でも述べましたが、当市の公共施設の更新問題は、全て当市だけの問題と捉えなければならないのでしょうか。市の認識、見解についてお伺ひいたします。

4番であります。法人市民税の増収についてということです。

①令和4年第3回定例会で、商業などの都市機能の集積、土地利用の高度化を目指すという点で、用途地域の見直しは選択肢になると御答弁されております。その後、用途地域の見直しは、進んでいるのでしょうか。

②法人市民税の増収を図るにあたって、企業・工場誘致は効果的であると考えます。市の見解についてお伺ひいたします。

5番であります。市民ロビーの受付業務についてです。

①業務委託先はどちらでしょうか。

②業務の契約内容はどうなっているのでしょうか。

③どういった経緯で立ち仕事で従事するようになったのか。市の見解についてお伺いいたします。

最後、6番目です。小・中学校における食物アレルギー対策についてであります。

①食物アレルギーの把握状況についてお伺いいたします。

②食物アレルギーの対策についてお伺いいたします。

③食物アレルギーがある児童・生徒の保護者に対して、どういった支援を講じているのかお伺いいたします。

④これらの対策が目標としているところは何なのかお伺いいたします。

壇上での御質問は以上といたします。

再質問は、自席にて行わせていただきます。よろしくお伺いいたします。

[13番 高峰 章君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） おはようございます。

初めに、公共交通空白地域の定義についてであります。平成28年3月に策定した東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに定めており、鉄道やモノレールの駅から500メートル以上、バス停留所からは300メートル以上離れていて、公共交通サービスの利用がしにくい地域を指しております。

次に、ちょこバスの役割についてであります。ちょこバスは鉄道・モノレール、路線バス等を補完し、これらと一体となって市内の交通ネットワークを形成することにより、公共交通空白地域の解消を目指すものであり、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに定義として市の認識をお示ししております。

次に、庁舎管理についてであります。庁舎につきましてはこれまで40年以上利用しておりますが、階段などの利用状況を確認している限りでは、危険な状況にはないと認識しております。

今後につきましても、状況に応じて適切な庁舎管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、庁舎管理の規定についてであります。市では、公務の円滑な遂行を期するため、庁舎内における秩序及び美観の保持や防犯等について東大和市庁舎管理規則を定めておりますが、階段の利用など、管理上支障のない事項については定めてはおりません。

次に、小・中学校の建設当時における国や東京都からの補助についてであります。現在の市内の小・中学校の建物につきましては、建設当時、国及び東京都から負担金等が交付されています。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、公共施設の更新についてであります。当市の公共施設は、昭和30年代の高度経済成長期から昭和50年代にかけて集中的に整備されてきました。現在これらの施設の老朽化が進行し、建て替えや大規模な修繕が必要な時期を迎えています。

一方、少子高齢化と人口減少の進展により、市税収入の減少や社会保障費の増加が見込まれており、今後財政状況の厳しさが増していくものと考えております。

このような状況において、膨大な財源を必要とする公共施設の更新を行っていくことは、当市だけではなく、他の自治体においても共通の課題であると認識しております。

次に、用途地域の見直しについてであります。現在改定作業を進めております都市マスタープランにおきまして新たな市街地の将来像などが位置づけられた際には、その実現に必要な都市計画事業の進捗状況などに応じ、適時適切に用途地域の見直しを進めていくものと認識しております。

次に、法人市民税の増収を図る企業等の誘致についてであります。企業等の誘致は、法人市民税を確保す

る観点だけでなく、雇用の拡大、地域の経済活性化などの観点からも重要な取組であると認識しております。

今後デジタル系を含めた企業誘致について検討していくとともに、引き続き、先駆的に取り組んでいる自治体の事例を把握し、東大和市での創業につながるような環境整備を含めた手法について研究してまいります。

次に、市民ロビーなどの窓口業務等委託についてであります。現在契約の相手方は、様々な窓口業務に豊富な実績を有する株式会社アイティフォーであります。

次に、市民ロビーにおける受付業務の契約内容についてであります。来庁者に対する必要な窓口の案内、番号札発券機による発券の案内、市民課の各種申請等の記載補助など、来庁目的に応じて必要な窓口を円滑に御案内することが主な内容となっております。

次に、立ち姿勢での従事についてであります。案内業務は、記載台での記載補助や番号札発券機までの案内など、頻繁で小刻みな移動を伴うことから、市民への円滑な案内のために受託者の判断により立ち姿勢で従事しているものと認識しております。

次に、小・中学校における食物アレルギー対策についてであります。学校での配慮を希望する御家庭からは、医師が作成する学校生活管理指導票を提出していただき、学校給食において食物アレルギー対策を講じております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○教育長（岡田博史君） それでは、小・中学校の建設当時における国や東京都からの補助について御説明いたします。

現在の市内の小・中学校につきましては、当時の児童数の増加に対応するため、建物の新築工事等の整備内容に応じまして、国及び東京都の補助を受け、建設しております。

補助額につきましては、現在の校舎の中で、一番新しい第五中学校の校舎で申し上げますと、昭和56年度の新築工事で建設費用が約5億2,000万円となっており、国からの公立学校施設整備に係る補助の額が約2億4,000万円であります。単純比率で申し上げますと、建設費用に対し約46%の補助がありました。

次に、小・中学校における食物アレルギー対策についてであります。保護者の方から申出のありました児童・生徒の食物アレルギーの状況につきましては多種多様であり、現在の対象者数は約130人となっております。

児童・生徒の食物アレルギーの対策につきましては、面談等を経た上でアレルギー除去食を提供するなど、様々な対応に努めているところであります。

食物アレルギーのある児童・生徒の保護者への支援につきましては、毎月詳細な献立表を提供するなどの支援を行っております。

食物アレルギーに対する対策の目標につきましては、学校給食における事故を予防し、安全に学校生活が過ごせるようにすることであると認識しております。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） 御答弁ありがとうございました。順次、再質問させていただきます。

路線バスやちよこバスのバス停から300メートル未満の地域は公共交通空白地域ではないという御答弁でありました。

しかしながら、バスが通っており公共交通空白地域ではない地域の中にも、路線バスに近くシルバーパスが使いやすい地域と、ちょこバスしかなくシルバーパスが使いにくい地域があると思いましたが、この点についての御認識をお伺いいたします。

○**道路交通課長（一ツ木正美君）** 市民意識調査等にも、ちょこバスでシルバーパスが使えるようにしてほしいという御意見が寄せられているのは市として承知しておりますが、一般論として、御自宅の近くにちょこバスの路線のみがある地域につきましては、路線バスが通っている地域に比べてシルバーパスが使いにくいということはあると認識しております。

以上でございます。

○**13番（高峰 章君）** ちょこバスは、路線バスなどと一体となって市内の公共交通ネットワークを形成するものとの御答弁でしたので、ちょこバスと路線バスなどは相互に補完する関係にあるものと認識しております。高齢者の方々にとっては、シルバーパス一枚でこの公共交通ネットワークを利用できるようになると大変便利になると思いますが、ちょこバスなどではシルバーパスが使えない状況にあります。この状況に対してどのようにお考えかお伺いいたします。

○**道路交通課長（一ツ木正美君）** 先ほど御答弁いたしましたとおり、ちょこバスにシルバーパスが使えるようにしてほしいとの要望が寄せられておりますので、ちょこバス等にもシルバーパスが使えると高齢者の方々の利便性が向上すると認識しております。しかしながら、市といたしましては、財源の裏づけなくシルバーパス提示による無料乗車制度を導入することは困難であります。

したがって、これまで市長会等の要望の機会を捉えて、東京都に対し、市の財政状況及び市民の利便性の確保に留意しつつ、シルバーパス制度を運用できる環境が整うよう、制度の拡充等の対応を要望してまいりました。今後も要望を継続してまいります。

以上でございます。

○**13番（高峰 章君）** 要望として申し上げさせていただきます。

今の御答弁にありましたように、ちょこバスにシルバーパスが使えるようになると高齢者の方々の利便性が向上すると認識していただいております。シルバーパス制度の拡充を引き続き東京都に対して要望をしていただくよう強くお願いいたします、この項を終わります。

それでは、次の項の再質問をさせていただきます。

庁舎管理についてであります。階段の利用は管理上支障のない事項とのことですが、進行方向など明確な表示がない現在の状況において、階段での人同士の衝突が起こり得る可能性も考えられると思っております。本当に危険な状況がないと断言できるかどうか、この点について市の認識をお伺いいたします。

○**総務管財課長（関根 崇君）** 階段上で人と人が行き交うことにつきましては、衝突する可能性が全くないというわけではないと考えますが、市長からの御答弁でもございましたように、利用する方々の御協力によりこれまで危険な状況にはないと、このように認識しております。

以上でございます。

○**13番（高峰 章君）** 階段上で人と人が行き交うことについては、衝突する可能性が全くないというわけではないとの御認識であることを確認させていただきました。

こういった御認識ということでしたら、東大和市庁舎管理規則において、これらの危険性に対する予防事項を明文化しておくことが望ましいと考えますが、市の見解についてお伺いいたします。

○総務管財課長（関根 崇君） 庁舎の管理規則につきましては、その目的が、秩序の維持、火災・盗難の予防といった管理上の必要事項を定めるものでございます。階段・通路の利用などにつきましては、管理上支障のない事項ということになりますので定めていないというものでございます。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） さきに階段上で人と人が行き交うことについては衝突する可能性が全くないというわけではないとの御認識をいただいております。一方、東大和市庁舎管理規則では、階段の利用など、管理上支障のない事項とされております。これは矛盾した内容になっていないかというふうに思うんですが、市の見解についてお伺いいたします。

○総務管財課長（関根 崇君） 庁舎管理規則につきましては、繰り返しとなってしまいますが、定めるべき管理事項として秩序・美観の維持や火災・盗難の予防といった事項でございまして、階段や通路の利用といった部分につきましては当該規則で明文化して定める事項ではないというふうに認識してございますので、矛盾はないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） 要望として申し上げさせていただきます。

繰り返しになりますが、階段上で人と人が行き交うことについて衝突する可能性が全くないというわけではないとの御認識をいただいているわけです。注意喚起なども含めて、引き続き、安全利用の啓発あるいは危険の予防といった観点で研究を行っていただくことをお願いしたいと思います。

以上でこの項を終わらせていただきます。

次、公共施設の更新問題についてであります。

小・中学校の建設当時、国、東京都から補助が、一例では建設費用に対して46%の補助があったということでした。これから迎える大規模修繕・建て替え費用について、リビルディングの問題として、国、東京都に対して補助金を要求できると考えますが、市の見解についてお伺いいたします。

○新校開設担当課長（大野祐司君） 学校再編に対する国や東京都の補助についてでございますけれども、現在進めております第七小学校と第九小学校の統合による新校の建設に当たりまして、補助金が見込めるかどうかは現在調査中であります。

学校施設の老朽化対策は先送りのできない重要な課題であります。一方、新校舎の建設等に多額の財源を必要としますことから、市財政への影響も大きくなると認識しております。教育環境の改善を推進していくためには国や東京都の支援は不可欠でありますことから、引き続き補助制度の拡充について要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） 要望として申し上げさせていただきます。

これまで、この小・中学校の大規模修繕・建て替えの問題というのは、全て責任が当市にあるといったように私は聞かされてきたという印象を持っておりました。このことをやっぱりよくよく考えてみますと、全てその責任が東大和市にあるならば、市の責任で大規模修繕・建て替えを行わなければならないという結論になるかとは思いますが。しかし、全て市の責任ではないということが成立するのであれば、市がこの問題を全て背負い込まなくてもよいと考えます。

こうした視点を持ち合わせていただいて、国や東京都に対して補助制度の拡充を強く要望していただきたい

と思う次第です。こういったことによって、これまで御指摘されておりました毎年9億円が不足するというふうな事態が少しでも解消されることを願っていききたいと思います。

以上でこの項を終わらせていただきます。

次に、法人市民税の増収についてであります。

平成27年3月の都市マスタープランの改定が用途地域の見直しを……、失礼しました。

市長から、今回の都市マスタープランの改定と今後の用途地域の見直しの関係性などについてお答えをいただきました。

それに関連して、現行の都市マスタープランに改定された平成27年3月以降、市内で用途地域の見直しを行った件数、地区、目的、概要についてお伺いいたします。

**○まちづくり推進担当課長（梅山直人君）** 平成27年3月の都市マスタープランの改定後、用途地域の見直しを行った件数は2件であります。

一件は、平成29年5月の芋窪6丁目・上北台1丁目地区であります。新青梅街道の拡幅整備の機会を捉え、沿道の適正かつ有効な土地利用を誘導し、住宅と商業・業務機能との調和が取れた緑豊かで良好な市街地の形成を図るため、地区計画の決定に伴い、区域の一部において第一種低層住居専用地域などを準住居地域に変更したものであります。

もう一件は、平成29年7月の東京街道団地地区であります。都営住宅の建て替え事業の進捗に伴い、生活支援機能の誘導による幅広いサービスの提供などにより、安全に安心して住み続けられる住宅市街地の形成を図るため、地区計画の決定等に伴い、区域の一部において第一種中高層住居専用地域などを第一種住居地域などに変更したものであります。

以上でございます。

**○13番（高峰 章君）** 平成29年7月の東京街道団地地区を最後に用途地域の見直しが行われた地区はないということでありました。

今後法人市民税の増収を図るためには、東大和市駅周辺などにおいて、商業などの都市機能の集積や土地利用の高度化を図り、企業誘致を推進していくことが重要なことであると思っております。昨日の議員全員協議会においても御説明をいただいた都市マスタープラン全体構想（素案）の中で、例えば東大和市駅周辺では、都市計画手法の活用により、商業などの機能が高度に集積した市の玄関口にふさわしい市街地の形成を図るということを述べられております。

こうした土地利用を実現するために用途地域の見直しが必要であると考えますが、市の認識についてお伺いいたします。

**○まちづくり推進担当課長（梅山直人君）** 議員のお話にありました都市マスタープラン全体構想（素案）におきましては、基本目標の一つとして、便利な暮らしを支え、活力や賑わいを生み出す拠点の形成を掲げており、その実現に向けた取組の一例として、東大和市駅周辺における商業・業務、居住、公共・公益などの機能の高度な集積を図ることなどを位置づけていくことを検討しております。

市長答弁にもありましたとおり、現在改定作業を進めております都市マスタープランにおきまして、新たな市街地の将来像などが位置づけられた際には、その実現に必要な都市計画事業の進捗状況などに応じ、適時適切に用途地域の見直しを進めていくものと認識しております。

以上でございます。



○13番(高峰 章君) 要望として申し上げます。

昨日も申し上げさせていただきまして、若干繰り返しになりますけれども、この用途地域の見直しというのは市の権限というところが大きいと思っております。で、住居地域からいきなり商業地域だとか、あるいは工業地域なんていう、そういう大幅な変更というのは現実問題できないというふうには思っておりますが、今住居しかできないところに小売店舗を建てるようにできるとか、そういったような変更というのは現実的なことであり、あるいは高度利用をやっていくということも現実的なことであり、そういった意味で都市マスタープランを考えるに当たって、やはり今も御答弁されてますこの用途地域を見直していく中で都市マスタープランを考えていくというふうなボトムアップといえますか、そういうふうな観点は言うまでもない、私が言うまでもないことだと思いますけれども、そういうふうな観点を持って進めればこの活性化に結びついていくようなことになるのではないかと思いますので、申し添えさせていただきました。

次に、企業・工場誘致などについての再質問をさせていただきます。

先ほど御答弁にありましたが、企業等の誘致は様々な観点から重要な取組であり、事例研究を行っていくことなどをお答えいただいております。

他の自治体のどういった事例を重視するかは、地域経済の縮小を防止するための産業の振興に関わることを考えます。他の自治体のどういった事例が当市に必要と考えていらっしゃるか、市の見解についてお伺いいたします。

○産業振興課長(井上昌弘君) 他の自治体の事例を研究していくに当たりましては、まず東大和市と同程度の規模を持った自治体の取組を研究することが必要と考えております。

当市と同規模程度の自治体において企業誘致に成功している取組事例は確認できておりませんが、当市では、業務内容において場所を選ばない強みを持っているデジタル系企業の誘致を中心に考えております。

以上でございます。

○13番(高峰 章君) その企業を誘致するには、空き店舗などの物件情報の発信というのが必要となると考えますが、市はどのような情報発信を行っておられるでしょうか。

○産業振興課長(井上昌弘君) 現在商工会では、市の補助金を活用し、空き店舗活用事業を行っております。

この事業に基づいて、空き店舗調査で収集した情報を更新しながら、商工会のホームページに空き店舗情報を掲載しています。そちらを市のホームページにリンクを張る形で掲載してございます。

以上でございます。

○13番(高峰 章君) このリンクについて、私も一からたどっていきました。トップページがあって、次、しごと・産業ですね、その次、事業者支援で、創業支援で出てきます。

2つ感じることは、この貸店舗情報、空き店舗情報です。どちらでもあるとして、探す人は、必ずしも創業する人に限ったということではないと思うわけですね。私は民間企業にありましたから、幾つか調べたことあるんですけども、例えば別な店舗に支社を出すとか、あるいは出張所を出すとかいうこともあり得ますので、空いたところを探すというのは、必ずしも創業だけには限らないという意味において、このリンクを創業支援のところにのみ張りつけるというのは適切かどうかということがまず一点です。

もう一点は、これは折衝の中でも申し上げさせていただきましたが、こんだけの段階を踏まえないと出てこないというのが現状であります。もう少し浅いところから出てくる、トップページということを一例として私は申し上げたのは事実なんですけれども、トップページに上げるのが理想だと思いますが、トップページにはい

いろいろお考えもあるようですので、トップページが無理であれば、もう少し早い段階で出てくるようなリンクを考えていただきたい。これはビジネスの話ですので、ビジネス、場合によっては非常にスピードを要求します。したがって、こういう情報を得るにも、できるだけ早く察知していきたいというのが私の若干の経験ではあつたりします。そういう意味において、このリンクがやはり深いところにあるよりか、もう少し浅い段階で出てくるほうがベターだということはやっぱり言えると思います。

もう一点は、このトップページに関してですが、やはりトップページに上げる情報がふさわしいかどうかについてはいろんな観点から考えられると思いますけども、このトップページに東大和市として非常にこの産業振興が重要なことであるんだという認識が高ければ、それを、他の要素を勘案しながらも、やはりトップページに張りつけていくっていう姿になっていくんじゃないかなというふうに思うんで、いかに産業振興をどう考えていくかという問題にも関わることであると思いますので、このトップページについてどのようにお考えなのか、見解についてお伺いいたします。

○産業振興課長（井上昌弘君） 企業誘致の取組につきまして、市のホームページのトップに掲載するということは一定の効果があるものと考えられます。

一方で、市のホームページトップに掲載する内容につきましては、多くの市民が知りたい情報を検索しやすい環境とする必要がありますことから、企業誘致等に成功している自治体のホームページも参考にしながら、今後掲載方法について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） 要望として申し上げます。

ちょっとさきの再質問で要望も含めたような内容になりましたので、今申し上げた貸店舗情報、ホームページに張りつけるに当たって、私の案としては、東大和市商工会というふうなことを同時に掲載してこのリンクを張っていくっていう方法を取れば、ほかの市議会だとか教育委員会とかいうふうなことがトップページの情報に張りつけられておりますが、そういった並びの中で、東大和市商工会というふうなランクでもって張りつけることができるのかなというふうにはちょっと感じました。そういうようなことを御検討いただきたいということと、繰り返しになりますが、やはり浅い段階でこの情報が得られるようなことを工夫していただきたい。

それから、もう一点は、創業だけではないという観点も含めていただきたい、このように思います。

もう一点の要望は、このたび喜多方市への訪問をさせていただきまして、喜多方市に行く前に全部のホームページ見ておいたんですけども、このホームページを見ていく中で、2つのことは絶対に私は質問しようということで行きました。

一点は、産業振興をどうしてるのかっていうことです。これも折衝のとき申し上げましたけども、自分、私自身が喜多方市の産業振興の在り方が予想してたよりも、企業誘致、工場誘致に対するこの民間所有物件の情報収集についての考え方が非常に明確な形で出ているということが言えると思うんですね。

そういう意味で、もちろん友好都市であるといっても、喜多方市は工業団地もありますし、人口あるいは産業の形態から、東北南部っていうふうなこともある。それと、片や首都圏ということで、随分事情が違うのはあるかと思いますが、一つの自治体、日本の自治体という観点で言えば、この民間所有物件の情報を取って、それを現に掲載しているということをやっている。さらには、民間所有物件を収集するというふうな考えも持っているということがありますので、こういった事案をちょっと御検討、御研究をいただきたいというふうに思います。

この御検討、御研究は、かなり幾つかの観点からやらなければならないように思います。それは、御指摘があった相続の問題なんかも含めてですけども、こういうのが市民から問合せがあったときにどういうふうに対応するのか、あるいは民間の不動産業者との関連をどうしていくのかとか、そういうようなことがまず一に考えられると思いますけども、そういったところも含めて喜多方市はどういうふうな対応をしているかということの研究するだけでも非常に得られるところはあるのではないかなと思います。逆に言えば、面白い仕事だというふうにも思いますので、御検討いただければと思ひまして、この項を終わらせていただきます。

それでは、次に、市民ロビーのことについて申し上げさせていただきます。

市民への円滑な案内のため、立ち姿勢で従事しているとのことでありました。

市民が来庁していない時間帯、市民ロビーが混雑するような行事がないときでも、この1階ロビーの受付の2人は立ち姿勢を続けておられます。このことについて、市の認識についてお伺いいたします。

○市民課長（長井素子君） 2名体制で交代に休憩を取りながら、立ち姿勢で従事しているものと認識しております。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） 市は受託業者に対して、この2人が就労時間中ずっと立ち姿勢であることを指示されているのでしょうか。

○市民課長（長井素子君） 窓口業務等委託の一部として窓口案内に係る業務を委託しておりますが、従事中の姿勢については受託者の裁量の範囲であると考えております。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） 一方、受託業者は、立ち姿勢で業務を行うということについて、この2人に指示はされているのでしょうか。

○市民課長（長井素子君） 窓口案内は、市長答弁にもありましたが、頻繁で小刻みな移動を伴うものでございます。そのことから、市民への円滑な案内のために立ち姿勢となっているもので、受託者から従事者への指示によるものではないと認識しております。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） この2人が業務を立ち姿勢で行うか、座って行くかは2人の自由裁量となっている、こういう理解でよろしいでしょうか。

○市民課長（長井素子君） 窓口の状況に応じた姿勢で従事することについて自由裁量であることを受託者と従事者の間で共通認識としていると捉えております。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） 市は、受託業者に対して、お二人が自由裁量になっていることを確認されていますでしょうか。

○市民課長（長井素子君） このたびの通告を受けて、窓口の状況に応じた姿勢で従事することについて自由裁量であるとのことを確認を行っております。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） 市民ロビーの受付付近はやっぱりスペースも狭い、お二人も立っていると来庁者との衝突あるいは車椅子来庁者なんか来られたときにこういった方との衝突だとか、あるいはお二人の立ち姿勢による疲労から倒れるとするとといったような危険性もあるのではないかと思っております。

業務委託契約書の規定の中で、お二人の就労の在り方について協議できる条項はありますでしょうか。

○市民課長（長井素子君） 契約書には、業務改善提案等を行うための定例報告会の開催についての条項があり、その中に、協議の上で業務改善に努める旨の記載があります。そのため、本委託業務の適正な履行に影響がある場合につきましては、調整、協議が可能であると認識しております。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） 市は、この受託業者に対する管理責任、これについてどうお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○市民課長（長井素子君） 本委託業務の履行の管理については、市が監督すると認識しております。

なお、業務の履行状況につきましては、月次の会議や週次の報告書により確認しております。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） 要望として申し上げさせていただきます。

ももとは、来庁者が少ない時間帯あるいは行事なんか大してないような時間でもこのずっと立っておられる姿を見ておまして、立ち姿勢の仕事っていうのは座り姿勢よりか疲労が何倍かっていうのがデータ的に出てると思うんですけども、しんどくないのかなというふうに思ったことが発端でありました。他の役所、あるいは民間企業も含めて、この受付で立った姿が長くあって、立った姿のままでも対応しているっていうのはあんまり今見ないもんですので、そういう中で、表現はどうかあれですけども、ちょっと特異な景色だなというふうにもちょっと思ったりもしておりました。

そういったことがこの通告の動機になっていったわけなんですけども、このお二人がこの窓口の状況に応じた姿勢で従事することについて、立ち姿勢でも座り姿勢でも自由裁量であるとの、このような御答弁もいただき、そういうことも確認もさせていただきました。このお二人が、自由裁量とすることによって、このお二人の労働負担の軽減、それから受託者がこのお二人に対する労働リスクの負担軽減、さらに市が受託業者に対する管理責任の軽減といったことに私はつながっていくと思っております。簡単に言えば、このお二人が労働リスクの負担軽減がすることによって、市も管理受託業者も負担が少なくなるということで、この3者にウィン・ウィンの関係が生じるというふうに今思ったりしております。

ただ一方、自由裁量だからといっても、先ほどからの御答弁でもありましたように、この業務委託契約書には明確な業務規定がありますので、その中で自由裁量ということですから、自由裁量ということは、何か勝手にできるなというふうなことでは決してないわけでありまして、そういう中で自由裁量という業務で、その自由裁量した結果、こういったウィン・ウィンの関係というのが私はもたらせるのではないかというふうに一定想像しております。

そういう意味において、こういった関係が今後長く築かれる、こういったことが続いていくということを要望して、この項を終わることにいたします。

それでは、最後に、小・中学校における食物アレルギー対策についてということで再質問をさせていただきます。

食物アレルギーの対策については御答弁で一定程度理解をいたしました。一方で、児童・生徒の食物アレルギーをなくすっていうことが個々の児童・生徒の成長につながるんじゃないかなというふうに思ってるわけです。

このためには、保護者から児童・生徒に対して食物アレルギーをなくす指導がいいんじゃないかなというふ

うに思っているわけなんですけども、市が保護者に対して食物アレルギーに関する研修、啓発などについて行っておられるでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 保護者の方への食物アレルギーに関する研修、啓発についてでございますが、食物アレルギーにつきましては多種多様であり、成長とともに治るもの、治らないものがあり、また誤った対応をした場合に命の危険を伴うものであるため、かかりつけの医師などに御相談いただくものと認識してございます。

なお、その相談の際に必要な学校給食の食材等につきましては、面談の際にお話をさせていただくなどにより保護者の方へ協力を行っているところであります。

そのため、市におきましては、児童・生徒の食物アレルギーをなくすための研修、啓発等は実施してございません。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） 要望として申し上げさせていただきます。

食物アレルギーがある児童・生徒を持つ保護者は、いろいろと御苦労されている話をお聞きしました。教育機関は医療機関ではないということをおっしゃっているかとは思いますが、御答弁いただいた事情によって保護者に対する研修とか啓発は行っていないということについて、ある程度の理解はしたつもりです。

しかし、その一方で、児童・生徒の成長にとって、食物アレルギーがなくなることは望ましいことであると思っておりますので、保護者あるいは児童・生徒本人に食物アレルギーが軽減できるような協力の内容、施策を今後さらに検討していただければと思います。

以上で全て終わります。どうもありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、高峰 章議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（東口正美君） 次に、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

[12番 蜂須賀千雅君 登壇]

○12番（蜂須賀千雅君） 12番、自由民主党の蜂須賀千雅です。令和5年第4回定例会に当たり、通告に従い、一般質問させていただきます。

まず1番といたしまして、男女共同参画社会の推進についてをお伺いいたします。

①といたしまして、男女共同参画推進における現状と課題について。

②といたしまして、理事者の体制も代わり今後考えられる取組についてお伺いいたします。

次に、2番といたしまして、口腔ケアの推進啓発についてお伺いいたします。

①といたしまして、口腔ケアを維持することの効果の認識について。

②といたしまして、オーラルフレイル体操の効果と取組についての検討は。

③といたしまして、かかりつけ歯科医を持つことの効果についての認識は。

④といたしまして、クリーニング付成人歯科健診を実施することの効果については。

⑤といたしまして、令和6年度における口腔ケアに関する推進啓発の取組をお伺いをいたします。

以上です。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。よろしく

お願いいたします。

[12番 蜂須賀千雅君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） 初めに、男女共同参画推進における現状と課題についてであります。現在令和3年度に策定した第三次東大和市男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に推進しているところであります。

課題としましては、市民や家庭、企業、地域などのあらゆる主体に対し、継続して男女共同参画社会の実現に向けた意識醸成、理解促進を図っていくことであると認識しております。

次に、今後考えられる取組についてであります。現在第三次東大和市男女共同参画推進計画に掲げる3つの目標である「ともに個性と能力を発揮できる社会の実現」「互いの人権を尊重できる環境づくり」「男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実」の達成に向け取り組んでいるところであります。

今後につきましては、これらの取組をさらに進めるため、東京都知事をはじめとした全国の女性首長等で構成される女性首長によるネットワーク会議における女性の活躍の取組事例などを参考に、調査研究をしてみたいと考えております。

次に、口腔ケアを維持することの効果についてであります。口腔ケアは、歯の疾患の予防や早期発見、また生活習慣病の予防にもつながるものです。口腔ケアを継続して実施することで全身の健康の維持・増進が図れるものと認識しております。

次に、オーラルフレイル体操の効果と取組についてであります。オーラルフレイルは、かむことや飲み込むことなど口腔機能が衰える状態であり、オーラルフレイル体操を行うことで口腔内の筋肉を鍛え、嚥下機能が向上し、全身のフレイル予防にも効果があるとされております。

市では、オーラルフレイル予防にもつながる東大和元気ゆうゆう体操の普及促進のほか、歯科保健事業において、歯磨きなどの口腔ケアと併せてオーラルフレイル体操を啓発してまいります。

次に、かかりつけの歯科医を持つことの効果についてであります。かかりつけの歯科医を持つことにより、歯や口腔の疾患の早期発見・早期治療につながり、歯や口腔の状態に応じた歯磨きの指導等を受けられることから、生活習慣病の予防や全身の健康の維持・増進に効果があると認識しております。

次に、クリーニング付成人歯科検診を実施することの効果についてであります。歯のクリーニングは虫歯や歯周病を予防する目的で行われ、歯や口腔の健康づくりにつながるとされております。クリーニング付成人歯科検診につきましては、他市の実施状況を確認し、その効果などについて情報収集してみたいと考えております。

次に、令和6年度における口腔ケアの推進・啓発についてであります。正しい口腔ケアの方法や、口腔ケアが生活習慣病の予防に大きく寄与することについて、市公式ホームページ等を活用し、分かりやすく情報を提供してみたいと考えております。

また、幅広い世代を対象とする健康教育におきまして、東大和市歯科医師会の御協力をいただき、幼児の歯科健診や健康づくりに関する講演会、歯科相談会などの事業を引き続き実施してみたいと考えております。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○議長（東口正美君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時34分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（蜂須賀千雅君） 御答弁いただきましてありがとうございます。

それでは、幾つか短く再質問させていただきたいと思います。

1999年男女共同参画基本法の策定から20年余り経過してなお、実現の担い手となる自治体行政の現状を見ると、内閣府男女共同参画局による調査で、市区町村の管理職における女性の割合は17%弱となっており、自治体行政下における女性の政策方針決定過程の参画状況は極めて低い水準であり、政策形成過程においてもジェンダーギャップの課題を抱えていることがこの数字からも分かるということが分かります。

そこで、第三次東大和市男女共同参画推進計画令和3年度年次報告書を拝見させていただきました。その報告書における答申の中で、計画全般について十分な推進が図られていないとの記載もありますが、女性活躍推進という意味では、庁内における男女共同参画をより一層推進させていく必要があると考えます。

そこでお伺いいたしますが、市正規職員の人数の現状、課題、また女性管理職の人数の現状と課題を教えてください。

○職員課長（高田匡章君） 初めに、市正規職員の人数等についてでありますけれども、令和5年4月1日における職員数は453人でありまして、内訳は男性職員が292人、率といたしまして64.5%、女性職員が161人、率にして35.5%であります。

課題につきましては、東大和市特定事業主行動計画などに掲げられた各種取組を通じて、女性職員の職業生活における活躍をより一層推進していくことと考えております。

続きまして、女性管理職の人数等についてであります。

令和5年4月1日現在、女性管理職は8人、率にして14.0%であります。

課題につきましては、多角な視点を市政運営に反映することができるよう、女性管理職の割合を引き上げることであるというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

一般的には、自治体の男女共同参画政策のうち、例えば1つ目は女性政策、DV対策や被害者の支援、それからハラスメントの防止、経済的困窮家庭の支援等があると思います。また、政策目標に男女平等の推進を明示する政策としては、地域、職場、教育現場での差別解消、ワーク・ライフ・バランスと、そしてまた政策過程にジェンダーの合意を持つ政策であれば、防災の政策であったり、審議会で女性委員の割合の向上等があると思います。つまりは女性の職員さんの多くの視点も必要であるというふうに考えております。

先ほど課題として、多角な視点を市政運営に反映できるよということ、女性の視点がやはり必要だということがありました。そのためには、やはり多くの女性職員がさらに管理職を目指したくなるために、庁内の風土で一番大切なものは何だと捉えておりますでしょうか。

○職員課長（高田匡章君） 女性職員が管理職を目指したくなるための組織風土ということでありまして、男女が互いに尊重し合い、職業生活と家庭生活、この両方を両立しながら、その個性と能力が十分に発揮できる、そういった組織並びに風土であるというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

先ほどの男女共同参画基本法では、国と自治体の責務が規定されています。より積極的にジェンダーギャップの解消に向けた取組を進めることが想定されているが、現場においても改善が図られていなかったことに対する責任はある部分重い部分もあります。多様な意思決定の場に女性の割合が増加することによる効果を期待したい部分があります。

そこで、現状、審議会等への女性の比率について少しお伺いします。

あらゆる意思決定の場に女性が必要と考えておりますが、現状、課題、今後取るべき取組がありましたら教えていただければと思います。

○地域振興課長（池田 剛君） 審議会等の男女比の現状と課題についてであります。令和5年4月1日現在、行政委員等も含めた審議会等における女性の割合は27.9%となっており、女性委員の構成比率を改善を図ることが課題であると認識しております。

このようなことから、委員の選出に当たり、審議会によっては関係機関からの推薦や職を指定するものもございますが、その改善に向けて、団体の長や幹部役員等に限定せず、女性が参加しやすい方法へと変更することや、公募の際などは子育て中の女性なども参加しやすい環境づくりに取り組むなど、女性委員を増やす具体策を庁内に通知したところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。ぜひ女性が参画しやすい方法ということで、公募、それから応募してくださった方に開催の時間また日時等を含めて、参加しやすい環境のぜひ整備をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

この項は最後にしますが、長く日本型の雇用システムは、男性は終身雇用、年功による賃金制度、また世帯の家計を支える、そして女性は結婚・出産で退職し専業主婦になり、プラス育児や介護に対応するという一方で、非正規の公務員が増えていくことにもつながっていると言われております。自治体に求められる姿勢というのは、地域の雇用・労働を改善する責務、また多くの女性労働者、正規・非正規を問わず採用されている側の責任がそこにあるというふうに思います。これは市民にとっても公共サービスの質を左右することにもなり、地域の雇用・労働のモデルを提示することにつながっていくと感じています。

そこで、先日、市長のほうで、女性の再就職応援宣言、勤務間インターバルの記者会見を拝見いたしました。新市長になり、また新しい理事者の皆さんもなり、女性が輝き活躍する東大和市、男女共同参画社会の実現のために今後考えられる取組がありましたら教えていただければと思います。

○市長（和地仁美君） 記者会見、拝見いただいたということでありがとうございます。

女性が輝く東大和市、男女共同参画社会の実現に向けた今後の取組ということですが、市全体では、女性活躍の機運を醸成し多様性を確保していくことは、男、女という、男女というよりも、全ての人が自らの個性と能力を最大限に発揮できる社会の実現のために不可欠であるというふうに考えております。

ただ一方、日本社会を見ますと、現実的に女性の方がそういった伸び伸びとできないというような機運があるので、あえて女性活躍と言ってますが、広い意味で言ったら、本当の意味では、全ての人がというところを整えるためには、まず具体的な課題となっている女性の課題について解決すれば、そういった全ての方につながっていくというふうに思っている次第でございます。



このために、市としましては、例えば創業支援などを通じて女性の活躍を後押しするなどの取組を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、事業主としての東大和市においては、東大和市特定事業主行動計画（第4期）、こちらの計画に基づいて各種施策を着実に進めるとともに、人材の確保、人材の育成、職員の適正配置や処遇、職場環境の整備、さらには勤務間インターバル、今日から試行が始まりますが、そちらや、女性の再就職応援をはじめとする働き方改革、その取組を有機的に結びつけて、全ての人がその持てる個性と能力を最大限に発揮でき、互いを認め合い、協力できるような組織風土の醸成につながるマネジメントを全ての管理職とともに戦略的に行ってまいりたい、そういうふうに考えております。

私も女性首長で、先ほど壇上で女性首長のネットワークの話を取り上げさせていただきましたが、1,700超の地方自治体ありますけれども、女性首長は50名欠けておりますので、いろいろな比率、先ほど質問で答弁させていただきましたが、首長という意味では3%を欠けております。

そういった中で、私もこういった機会を与えていただきながら日々取り組んでいるところでございますが、そのロールモデル、女性の職員の人が仕事を頑張るってこんなに充実して楽しいんだなという、私がロールモデルにならなければいけないなということも日々感じておりますし、また社会のいろいろな仕組みについては、ここにいらっしゃる方は記憶にあると思いますが、24時間戦えますかという男性社会に女性も入っていいよというような感じからスタートしたところで、どうしてもアンコンシャス・バイアスが女性の中にもあるのかなど。男性の方も意識を変えていただきたいですけれども、女性自身ももっと羽ばたいていいんだと。無意識の中でどこか自分にブレーキをかけているところを開放してあげるような、そんな風土を東大和市の市役所の中からまずはつくり上げていきたい、そのように考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。大変市長の思いのこもった御答弁いただきましてありがとうございます。確かに今日から試行で、勤務間インターバルのスタートだったかなというふうに思っております。ありがとうございます。

締めにしますが、日本社会は長時間労働の仕組みを変えないまま女性活躍の推進をしてきたことでということで、この間の記者会見で同じワーク・ライフバランス社の社長さんが言っていましたが、家庭や職場などの様々な問題が発生してきた。勤務間インターバルや女性の再就職応援を実現することで従来の方法を見直し、東大和市から成功事例を発信し、注目、先進市となることを期待したいと。また、先日の記者会見でそういう話があり、また市長からも未来につながる市政を目指す上で一番重要なのは組織マネジメントと人材、また優秀な人材を多方面から広く採用し、働き方に対する多様な価値観の創出はもとより、女性の活躍による市政の活性化と生産性の高い職場環境の構築を目指していきたいと言われております。様々なアイデアと新しい風を起こしてくれるんじゃないかという和地市長に対する期待は大変大きなものが市民の間であります。

ぜひ、女性が輝いて、また活躍する社会の実現のために、東大和市がすばらしい先進市になれるように、未来につながる市政となるように、引き続き取組をぜひよろしくお願いし、要望させていただきたいと思っております。ぜひ頑張ってくださいと思います。よろしくお願いいたします。

1番は終わらせていただきたいと思っております。

2番として、口腔ケアの再質問をさせていただきたいというふうに思います。

口腔ケアを維持することについての効果について、改めて詳細な内容を教えていただければと思います。清

潔に保つこと、また維持をすること等の内容で教えていただければと思います。

○健康推進課長（幸村有紀君） 口腔ケアを維持することの効果の詳細についてでございますが、口腔ケアを行うことで口腔内の清潔が保たれ、歯や口の疾患を予防するだけでなく、口腔機能の維持・増進が図られます。

この口腔機能には、かむこと、飲み込むこと以外にも、発音や表情をつくるなど、コミュニケーションを通じた社会性の機能の側面もあります。また、口腔内の唾液には消化作用や自浄作用があり、口腔内の細菌が増え嚥下機能が低下すると、誤嚥性肺炎のリスクも高くなります。口腔ケアを継続することで、全身の健康の維持・増進への効果があるものと認識しております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

オーラルフレイルのこの状態にならないように、他市ではオーラルフレイルに関する体操を取り入れたり、東大和市元気ゆうゆう体操でもオーラルフレイル予防につながる部分の体操も含まれていることは認識しております。

東大和市でも年に1度、口腔ケアや口腔リハビリに関する講座を開いておりますが、その内容と実績、効果をどのように検証されているかを教えていただければと思います。

○健康推進課長（幸村有紀君） 口腔ケアに関する講座の実施状況と効果についてでございますが、保健センターにおきまして、摂食嚥下に関する講演会と歯と口腔の健康に関する講演会を年に各1回ずつ実施しております。

内容といたしましては、摂食嚥下機能の障害についての発生要因や予防法、口腔ケアと全身の健康への関連について、東大和市歯科医師会に御協力をいただき、開催しております。これらの講演会では、専門の医師による最新の情報を取り入れた内容とすることで、市民の皆様へ継続的に健康づくりの普及啓発が図られているものと認識しております。

今後も講演会を継続し、より多くの市民の皆様へ啓発が図られるよう、公式LINEなどのSNSなどを活用し、効果的な情報発信を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

口腔の健康を維持し、その先は当然かんで飲み込むことということで大変苦勞なさってる方が多いものですから、やはり食べれなくなると体に大変な異変を起こしてしまいますので、そのあたりも引き続き、大変多くの方がいつもこの講演会来ていらっしゃる私も認識しておりますので、ぜひ引き続き効果の検証をあわせて継続をしていただければと思います。お願いいたします。

それから、かかりつけ歯科医を持つことの効果について過去もお伺いしましたが、改めて教えていただければと思います。

○健康推進課長（幸村有紀君） かかりつけ歯科医を持つことの効果の詳細についてでございますが、かかりつけ歯科医とは、歯や口の状態により日頃から全身の健康をサポートしてくれる歯科医を指すとされています。かかりつけ歯科医を持つことで、正しいケアの方法や、自分ではケアできない部分の指導を受けることができ、また定期的・継続的に診てもらうことで歯や口の疾患の早期発見・早期治療につながり、さらには生活習慣病の予防や生活の質の向上が図られる効果があると認識しております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。かかりつけ歯科医を持つことの効果と詳細をお伺いいたしました。

小・中学校の保護者へかかりつけ医を持つことの必要性を保護者へ伝えることが重要であるということで過去何回かお伺いをさせていただきましたが、保健日より以外にも他の方法で保護者や児童・生徒への周知の取組をぜひ継続していただきたいと思うのですが、詳細、また今後の取組含めて教えていただければと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 小・中学校における保健日より以外のかかりつけ歯科医の周知についてでございますが、歯科健康診断結果のお知らせには、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に診てもらいましょうと表記をいたしまして周知を図っているところでございます。また、緊急連絡票、保健調査票にかかりつけ歯科医の記入欄を設け、保護者の方に記入いただいているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。ぜひ保護者会等も含めて様々な機会を通じて告知していただける時期がありましたら、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、成人歯科検診の部分、お伺ひしたいと思います。

クリーニング付ということで、他の自治体で過去にも、今はやっていないところもありますが、現在も継続してやられているということがあります。クリーニングというのは御存じのとおり、皆様、半年に1回ぐらい歯医者に行って歯石だとかその辺チェックしていただいてということで、歯をきれいに保つということなんですけれども、クリーニング付、市民からすると特典をつける形での成人歯科検診についての市のお考えと併せて、他の自治体におけるクリーニング付成人歯科検診の実施の現状等を教えていただければと思います。

○健康推進課長（幸村有紀君） まず、クリーニング付成人歯科検診の他市の実施状況についてでございますが、まず杉並区におきましては300円の自己負担でクリーニングを受けられる成人歯科検診を平成28年度まで実施しておりましたが、現在は実施をしていないとのことでございます。

そのほか、東京都内におきましては、品川区におきまして、成人歯科検診時に歯のクリーニングを受けることができ、また足立区におきましては、二十歳の方に成人歯科検診と前歯のクリーニングチケットの配付を行っているとのことでございます。

市といたしましては、まずは取組自治体での実施方法や対象年齢、その実績や効果について情報を収集してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

ぜひこのクリーニング付の歯科検診の件はまた検証していただければと思いますが、最近市内でスポーツクラブのすごく、ちょこ何とかがってところがいっぱい増えたんですけども、あそこ実は会費も安くてということで、それをうたわれてるんですが、無料でセルフホワイトニングという機械が入っているそうです。それで、今そのセルフホワイトニングを目的に入会されてる方が非常に多くて、ライトを歯に当てることで歯が白くなるんですけども、大変歯の意識というのは、手軽にもこういう機会があれば非常に効果的であるし、また成人の検診につながっていくんじゃないかなということで一つ情報としてお渡しいたしますので、ぜひ御検討いただければというふうに思います。

それから、令和6年度における口腔ケアの推進啓発の取組を教えていただければと思います。

○健康推進課長（幸村有紀君） 令和6年度における口腔ケアに関する推進啓発の取組についてでございますが、

成人歯科検診の対象年齢の方への受診勧奨や、市公式ホームページにおける歯科保健事業の御案内時の口腔ケアについての情報提供、また東大和市歯科医師会の御協力の下、歯科保健に関する講演会や保育園等への健康教育を実施し、生活習慣病や全身の健康づくりとしての口腔ケアの必要性について啓発し、推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

質問は最後にしますが、口腔ケアについては、年代によってそのケアの方法も異なり、また御答弁いただいているように、生活習慣病の予防につながることから、生涯を通じて継続的な歯科保健施策の展開が望ましいと考えております。その一つとして、このたびも国の骨太の方針にも載っておりますが、いわゆる国民皆歯科検診の検討が厚労省においてもなされていますが、市としての認識を最後お伺いさせていただければと思います。

○健康いきいき部長（川口荘一君） 生涯を通じた歯科保健施策についてでございますが、口腔ケアや歯科検診は全身の健康維持・増進に重要な役割を果たしておりますことから、市では健康教室や東大和元気ゆうゆう体操など、様々な機会において、また幅広い世代を対象として口腔ケアなどの普及啓発と推進を引き続き図ってまいりたいと考えております。

現在国におきまして国民皆歯科検診が検討されておりますが、こうした国の動向にも注視いたしまして、東大和市歯科医師会の御協力をいただき、歯科検診の充実と市民の皆様の健康の維持・増進に今後も努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

もう終わりたいと思いますが、超高齢化社会と健康寿命等の延伸を目指していくには、かかりつけ歯科医を持ち、予防や治療を通じて生涯において自分自身の口から食べることが一番大切であります。これから国民皆歯科検診も進んでいくことでありますし、また日常生活動作である、例えば食事、トイレ、着替え、入浴など、一連の身体動作を変わずに続けられること、また生活の質、自分自身の意思の下に自分らしく生き続けることができることが一番重要であるというふうに思っています。

認知症や寝たきりの予防にもつながっていく口腔ケアを通じての取組をお願いするとともに、先ほどもお話ししましたが、国の骨太の方針にも記載されましたが、国民皆歯科検診の実施に向けて、間違いなくその時代は間もなく目の前に迫ってきています。幼少期からかかりつけ歯科医を推奨し、年に1度、歯科に足を運んでもらえるきっかけになるように、あわせて医師会の先生方のかかりつけ医師、それからかかりつけ、最近は薬剤師ということでやっている方もいらっしゃいます。三師会の皆様のお力添えをいただきながら、クリーニング付歯科検診も改めて検証、検討していただきまして、皆様に御要望させていただいて、私の今回の一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 床 鍋 義 博 君

○議長（東口正美君） 次に、21番、床鍋義博議員を指名いたします。

〔21番 床鍋義博君 登壇〕

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、やまとみどりの床鍋義博です。通告に従い、一般質問を行います。

1、市職員の就労状況及び働き方について。

- ①労働時間、残業時間の基準・目標・推移について。
- ②年次有給休暇・特別休暇・介護休暇の取得状況について。
- ③長期休職者の状況について。
- ④職場復帰の対策について。
- ⑤勤務間インターバル宣言について。

大きい項目の2番として、自治体の健康経営について。

- ①自治体の健康経営についての認識と取組について。
- ②市内の企業の状況について。
- ③自治体の健康経営が市全体に及ぼす影響について。

壇上での質問は以上とし、再質問は自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔21番 床鍋義博君 降壇〕

〔市長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） 初めに、職員の勤務時間と時間外勤務の基準等についてであります。勤務時間につきましては、東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例により、1週間につき38時間45分と定められております。

また、時間外勤務につきましては、同条例施行規則により、必要最小限の時間外勤務を命ずることができるとした上で、一月について45時間など、業務の性質に応じて上限が定められております。

時間外勤務の推移につきましては、令和2年度と令和3年度については新型コロナウイルス感染症の影響により時間数は減少しておりますが、その後は増加傾向にあります。

次に、職員の年次有給休暇・特別休暇・介護休暇の取得状況についてであります。令和4年における年次有給休暇の平均取得日数は12.2日となっております。

特別休暇のうち、集計を行っている令和4年度の出産支援休暇の取得者数は12人、取得率は70.6%、育児参加休暇の取得者数は9人、取得率は52.9%です。介護休暇については、令和4年度中の取得者はおりませんでした。

次に、職員の長期休職者数についてであります。病気等で30日以上休んだ職員数は、令和2年度が21人、令和3年度が27人、令和4年度が19人です。

次に、職員の職場復帰の対策についてであります。市では、長期休職者が円滑に職場復帰することができるよう、職員課において面談等を実施するほか、東大和市職場復帰訓練実施要綱を定め、職員の状況に配慮しながら、復職に向けた職場訓練を実施しているところであります。

次に、勤務間インターバル宣言についてであります。市では、職員の疲労回復、健康保持、生産性の向上、また創造性（Creativity）の向上を目的に、令和5年11月6日、勤務の終業時刻と次の勤務の始業時刻の間に11時間以上の休息時間を設ける勤務間インターバル宣言を行ったところであります。

勤務間インターバルにつきましては、本日から試行で実施してまいります。

次に、自治体の健康経営についての認識と取組についてであります。職員の健康管理を経営的な視点で捉え、戦略的に実践する健康経営は、市役所が魅力ある職場となり、職員の仕事に対するパフォーマンスを高め

る上で欠かすことのできない重要な取組であり、今回市が取組を行おうとしている職員の働き方改革と同様の趣旨と考えております。

働き方改革の初年度となる令和5年度におきましては、まずは市が取り組む働き方改革の姿勢や本気度を職員に向けて発信してまいりたいと考えております。

次に、市内企業の状況についてであります。中小企業法人の中に健康経営優良法人として認定されている企業が1社あることを確認しております。

次に、自治体の健康経営が市全体に及ぼす影響についてであります。働き方改革のほか、職員の健康管理をはじめとする健康経営の取組は、優秀な人材の確保や離職の防止にとどまらず、職員が生き生きと活躍する組織風土を生み出し、組織の活性化やイメージの向上も期待されるところであります。

このように健康経営は、生産性の向上をもたらす、それが市民サービスの充実につながるものと考えております。また、こうした取組を市役所内にとどめることなく、小・中学校や市内事業者に広めていくことも、まち全体の魅力や活力の向上につながるものと考えています。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○21番(床鍋義博君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応時では、一部の部門を除いて時間外勤務、以後残業と言わせていただきますけれども、この残業時間が少なくなるということは理解できるところであります。が、残業の比較対象としては適切ではないため、それ以前、コロナ前の数年間からの残業の推移についてはどのようになっているでしょうか。年度ごとの総時間数と職員1人当たりの平均時間数を伺います。

○職員課長(高田匡章君) 平成30年度から令和4年度までの時間外勤務の実績につきまして御答弁をさせていただきます。

なお、職員1人当たりの時間数につきましては、当該年度の時間外勤務の総時間数を4月1日時点の職員数で除したもので、1人当たりの平均時間数となります。順番に申し上げます。

平成30年度は4万9,892時間で職員1人当たり104時間、平成31年度は5万8,561.25時間で職員1人当たり124時間、令和2年度は4万2,549.25時間で職員1人当たり89時間、令和3年度は4万4,363時間で職員1人当たり95時間、令和4年度は4万7,920時間で職員1人当たり104時間です。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) ありがとうございます。

この今御回答いただいた残業時間については、残業手当がつかない役職についての時間を算入されているのでしょうか。

○職員課長(高田匡章君) 管理職については、先ほどの時間数に含まれておりません。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 市職員の働き方改革を考えた場合に、これら残業手当がつかない役職についても、この残業を含めた総労働時間を把握する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○職員課長(高田匡章君) 管理職については、時間外勤務手当の支給対象外であること、また職員の勤務時間を管理する、そういった立場にあるということで、管理職の時間外勤務については管理職個人の管理というふ

うにしているところであります。

以上でございます。

- 21番（床鍋義博君） 残業手当のつかない者が支給対象外であるからといって労働時間を把握しないっていうのは、全体の働き方改革からすると少し外れたところがあるかなと思いますので、そのあたりは今後検討をお願いいたします。

残業時間については基本、ないにこしたことはないので、削減していくという方向では、これは対策を取っていると考えますけれども、例えば目標値やベンチマークにしているような自治体や企業などがあれば教えてください。

- 職員課長（高田匡章君） 目標や基準としている自治体や企業等ということでもありますけれども、お示しできるようなものはございません。

以上でございます。

- 21番（床鍋義博君） それでは、この残業を減らすための具体的な施策について伺います。

- 職員課長（高田匡章君） 時間外勤務の削減に向けた施策、取組ということでもありますけれども、所属ごとにその業務の性質であったり事情も異なることで、またその対応も一様でないといった部分も否めませんので、定期的に職員課のほうで所属長宛てに通知を行っておりまして、その中で管理職自身の時間外勤務を含め、時間外勤務の削減、それから適切な管理、執行管理、そういったものについて通知を行っているというところであります。

以上でございます。

- 21番（床鍋義博君） 所属長宛ての通知とは、具体的にどのようなものでしょうか。

- 職員課長（高田匡章君） 所属長通知の具体的な内容ということでもありますけれども、毎年、年度初めでありますけれども、所属長の責務であったり時間外勤務を行う場合の手続、そういった方法であったり、また過去の実績等を勘案した上で、各所属における年度ごとの時間外勤務の目安、時間数の目安ですね、こういったものを通知しているところであります。

また、令和5年度、今年度でありますけれども半期を迎えるに当たりまして、9月でありますけれども、改めて時間外勤務の適正な執行管理について、所属長宛てに通知を行ったところであります。

以上でございます。

- 21番（床鍋義博君） 定期的にその所属長宛ての通知を行っているということでもありますけれども、その効果は具体的に出ているのでしょうか。

- 職員課長（高田匡章君） 通知の効果ということでもありますけれども、通知につきましては適切な管理執行についての意識啓発であったり、また残業については時間外勤務については必要最小限に命ずることについて記載をしており、一定の効果は見込めるものというふうには考えてはおりますけれども、その通知のみをもって時間外勤務が削減できたかどうかといったところまでは効果測定は難しい状況でございます。

以上でございます。

- 21番（床鍋義博君） 効果測定をしてないということで分かりました。

残業の時間外勤務の手当がつかないところなんですけれども、私が民間の会社員であったときに感じたことなんですけれども、上司が残業しているとなかなか部下が帰りづらいという状況がありました。この場合の残業というのは必要な残業ではなくて、非常に生産性が全くない無駄な残業というふうに考えています。

そのため、このようなことが起こらないようにするためにも上司が率先して早めに仕事を終わらせるということが非常に重要だと考えますが、いかがでしょうか。

○職員課長（高田匡章君） 時間外勤務は、正規の勤務時間内において処理し得ない事務について管理者が命令を発し行われるもの、そういったものでありますから、正規の勤務時間を過ぎて上司が職場にいることをもって、基本的には所属職員が帰りづらいといったことはないものと、そういうふうには認識はしておりますけれども、その組織の中でマネジメントの中心的な役割を果たす所属長が所属職員に対して、早めに家に帰る、帰庁することを促したり、また管理職自らが速やかに帰庁する、そういった姿を見せることは、働きやすい職場の風土づくり、それから職員が公私ともに充実した生活を送る上で重要なことだというふうには考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 特に、市のトップである市長をはじめ、副市長、教育長が率先して範を示すことが重要であると考えますが、いかがでしょうか。

○総務部長（矢吹勇一君） 時間外の削減に向けた取組につきましては、市長をはじめとします理事者、そして組織が一丸となって進める必要があるものと考えております。

そうしたことから、市では、毎週水曜日を一斉退庁日として、必要な執務等がある場合を除きまして定時で帰庁する日として設けているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） この項目の最後に、残業に対する今後の取組について伺います。

○総務部長（矢吹勇一君） 時間外勤務につきましては、単にその時間数を縮減することだけに重きを置いた対応では縮減についての抜本的な解決にはならないものと考えております。時間外勤務が生じることとなりました要因に加えまして、所属内における業務の割り振り、業務量の見積り、また事務手順の見直しなど、日々の事務や作業等を総合的に捉えながら取組を行う必要があるものと考えているところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） この項について幾つか再質問をさせていただきましたけれども、現状では不必要な残業は行われていないというふうに御答弁いただきました。様々な施策にもかかわらず、時間外勤務時間の総量はあまり減っていないというのが現状ですね。

そもそも、残業を減らしていくための目標値も設定してなくて、ベンチマークしている自治体もないと。また、具体的な施策についても所属長宛ての通知という曖昧なものでは、残業を効果的に減らしていくというような施策としては不十分であるというふうに考えています。

業務全体の棚卸し的な見直し、そして一つ一つの業務の生産性を上げていくということが大前提でありますけれども、同時に仕事というものは定時に終わると、もしくは終わるという職場の文化の醸成が必要であるというふうに考えています。この点を踏まえて効果的な対策を行ってほしいというふうに思っております。

次の項に行きます。

○市長（和地仁美君） いろいろとお話聞かせていただいて、まだスタートしたばかりなので、なかなか明確な答弁ができなくて恐縮です。

ベンチマークをしている自治体がある、ないというところですけども、本日からインターバルの試行に入りますが、その後、いわゆるマネジメント層が先進でこのような取組をしている自治体の事例や、そういったものを包含しながら、来年度スタートを切るまでの今土壌づくりっていうところでやっている中で、目指す自



治体も明確になってくると思いますし、一方で民間企業においては、そのようなことがもう実現しているところもあります。

ただ、その中で、例えば有名な監査法人などは、定時に電源も切り、データにアクセスさせることもできないようになって、それでも無理やり皆さん帰らせるっていうようなことで、ただそれで生産性が上がったっていう、そういった強制的な手法というものは世の中にありますが、私、市長に就任させていただいて半年余りですけれども、ちょっとそういった手法は当市の組織には合わないかなと。いわゆるやらされている感というようなものが抜けない限りは、どうしても全て自分ごとにはなりませんので、そういった当市の組織風土も照らし合わせながら最適な方法を探っていきたいというふうに思っています。

特に先ほどの質問者の方の男女の話もありましたけれども、要するに女性が働きやすい職場っていうことは、やはり自分のワーク・ライフ・バランスが取れるっていうことが前提になって、それは全ての人につながるものですので、もっとそれを究極に言うと何が自分のミッションか、仕事か、そこら辺が曖昧になっていたっていうところもあるのかなと思います。

いわゆるジョブ型っていうところまではいきませんが、いわゆるメンバーシップで、先ほど上司が帰らないと帰れないというのも、メンバーということで、自分のミッション、仕事を終えるっていうこととはちょっと意識が違う中で仕事をしてきた時間が長かったということがあると思いますので、今後はロイヤリティも上げていただきたいんですけれども、組織と職員個人が同等なところでお互いの幸せを求めていくエンゲージメントっていうところに少し重きを置けるような意識改革も必要だと思っておりますので、少し長い目で効果を見ていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○21番(床鍋義博君) 市長の大変力強いエンゲージメントが今この場で行われたので、この後の質問をしなくてもいいかなと思うんですけど、もう少しお付き合いください。

年次有給休暇の令和4年度の平均取得日数は12.2日ということでした。これもやはり年次の推移を見ないと分からないと思いますので、市の取組状況と推移をお尋ねします。先ほどと同様に、コロナ以前からの数年間のデータをお願いします。

また、世代間もしくは大まかで結構ですけれども、役職による違いについてのデータ等がありましたらよろしく願いします。

○職員課長(高田匡章君) 平成30年度から令和3年度までの年次有給休暇の平均取得日数について御答弁させていただきます。

まず、平成30年が11.8日、平成31年が11.9日、令和2年が12.8日、令和3年が13.0日であります。

なお、年代ごとや役職ごとの取得日数については、データ等を持ち合わせてはおりません。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) データからすると微増という感じでしょうか。年次有給休暇の最大取得日数は20日間ですね。繰越しも含めると最大40日間あります。この権利を行使しなければ2年間の消滅時効というものにかかってしまいます。

そこで伺います。

有給休暇の消滅時効にかかった日数についての平均はどれくらいでしょうか。

○職員課長(高田匡章君) 時効により消滅した年次有給休暇ということでありまして、集計等行っておらず、データ等は持ち合わせておりません。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） なぜこれらのデータが取れていないのでしょうか。

○職員課長（高田匡章君） データが取れてない、データを持ち合わせていない理由ということでもありますけども、現在休暇の申請等につきましては紙ベースで行っていることもありまして、日数の拾い上げについては、どうしても職員の手作業となるため、真に必要なデータ以外のデータについては取得が行えていないと、そういった状況でございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 手作業なんですね。

現在企業や地方自治体の多くが、先ほどもデジタル・トランスフォーメーション——DXのところでも市長が述べてましたけれども、このDX化では、当市も今年から本格的に取り組んでいるというところでもありますけれども、この出退勤システムというのは、DX以前のIT化と言われたかなり前の時代にもう既に一般的なもので、いまだにこのタイムカードで出退勤を行っているということに非常に驚いております。このデータを取ることによって、今まで私がここで質問してきたような有効なデータがたくさん取れるわけですよ。そのデータがないと有効な対策が取れないため、何が早く、どれが適格であるかということも分からないわけです、データ自体がないわけですから。これをまず進めてほしいというふうに思っております。

一刻も早くこの出退勤システムの導入をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○職員課長（高田匡章君） 今お話をいただきました出退勤システムにつきましては、令和6年度から令和8年度までの主要事業計画の掲載事業とさせていただいているところでもありますので、早期実現に向けて事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ぜひ一刻も早く取り組んでほしいというふうに思います。どんなデータでもいいから取っておけば、後から集約するのは簡単なので、お願いするしかないんで、今計画は入っているということなんでこれ以上は言いませんけれども、よろしく願いいたします。

特別休暇のうち、令和4年度の出産支援休暇の取得者は12人、取得率は70.6%、育児参加休暇の取得者数は9人、取得率は52.9%ということでした。当市は、前市長時代に日本一子育てしやすいまちを標榜しまして施策をしてきましたが、当然それは市職員についても同様であるというふうに考えます。

そこでお聞きします。

出産支援休暇の取得率は70.6%、育児参加休暇の取得率は52.9%というのは、日本一の取得率なのか。自治体のうち、どれぐらいのポジションなのか。

○職員課長（高田匡章君） 令和4年度の出産支援休暇と育児参加休暇の地方自治体における取得率の比較ということでもありますけども、比較ができております東京26市の状況で申し上げますと、令和4年度でありますけれども、出産支援休暇は20位、育児参加休暇は24位であります。

なお、これらの取得日数、それから取得率というのは、年度が異なるとその状況も異なる状況にあります。

参考までに令和3年度の実績を申し上げますと、出産支援休暇にあつては、対象者10人中10人が取得し、取得率は100%で1位、育児参加休暇にあつては、対象者10人中8人が取得し、取得率は80%で15位、そういった状況でございました。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） もちろん年度が違えば取得率のところは違ってくると思いますが、これも何年か平均して常にトップにいないと、日本一子育てしやすいまちを標榜しているにもかかわらず、多摩26市中の何位とかがっていうところを争っている場合ではないかなというふうに思います。

以前私は、同様の質問をこの場で行ったときに、日本一子育てしやすいまちをうたうならば、取得率は100%を目指すべきだというふうに指摘しました。

ここで再度お聞きします、市長が替わりましたのでね。

出産支援休暇及び育児参加休暇の取得率の目標をお聞きします。

○職員課長（高田匡章君） 出産支援休暇と育児参加休暇の取得率の目標でありますけれども、東大和市特定事業主行動計画（第4期）におきまして100%と定めているところであります。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ぜひ、有休取得率もそうですけれども、こういったところは100%を目指していったほうがいいというふうに思います。

では、令和4年度の介護休暇の取得者はいらっしやらないということでしたけれども、令和5年度現在はいかがですか。

我が国の超長寿高齢化に伴いまして、介護が必要な高齢者は今後も増え続ける見込みであると思います。その一方で、介護職に就く人材不足もありまして、介護を取り巻く環境はまだまだ整備されているとは言えません。また、介護とは突然訪れることもあり、市のBCPからの観点からも突然に訪れる介護による休暇の対策は用意しておく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○職員課長（高田匡章君） 初めに、令和5年度の介護休暇の取得の状況でありますけれども、現時点までの取得者は1人で、日数は46日であります。

次に、職員が介護休暇を取得した場合における対策・対応ということでもありますけれども、今議員がおっしゃられましたとおり、高齢者人口が増える中、その必要は高まるものと認識しており、常日頃から制度の周知に努めるとともに、休暇等を取得しやすい、そういった職場環境、風土を醸成することが必要であると考えております。

加えて、職員が介護休暇等を取得することになった場合であっても、業務に与える影響が最小限となるよう、日頃から業務の割り振りであったり対応を備えておく必要がある、そういうふうに考えているところであります。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 休暇制度につきましては様々な種類があります。その周知が必要であることや、法律や条例に定めのある休暇については職員の権利であることということを全職員に改めて周知をして、先ほど取りやすい環境をつくると言いましたけれども、そのような文化を育ててほしいというふうに思って、次の項に移ります。

長期休職についてお聞きします。

長期休職については最大何日であるか、またその原因についての分析はどのようになっているのでしょうか。

○職員課長（高田匡章君） 職員が心身の故障、疾病または負傷によりまして療養する必要がある、勤務することができない場合の休職の日数でありますけれども、病気休暇と通算いたしまして最大で3年と90日であります。

原因の分析でありますけれども、休職者全体の中では、やはりメンタル面で休職をされる方が多く、もちろん

医師の診断などを通じて休職に至る理由、そういった把握は行っているところではございますけども、その要因、原因については公私の事情が複合的に絡み合うことも少なくなく、一概に分析することは難しい状況でございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） これまで一般質問や決算審査における質疑等を同様なものを行ってききましたけれども、長期休暇のうちのメンタル面が原因と思われる休暇が増えてきているように感じております。

このメンタル面での対策はどのようになっておりますでしょうか。

○職員課長（高田匡章君） メンタル面での対応につきましては、日頃から行っております職員相談に加えまして、メンタルヘルス研修であったり相談、それからストレスチェックの実施、産業医の相談などを行っているところでございます。何よりも大事なことは、メンタル不調を未然に防ぐ、そういったことであるというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） このメンタル不調を未然に防ぐということについて、具体的に教えてください。

○職員課長（高田匡章君） 職員に限らず、人は誰でも、時として大なり小なり、気分の落ち込みであったり浮き沈みがあるわけでございますけども、自身の気づきであったり、またはセルフケア、さらには家族、職場、同僚からのサポートなどを通じて、私生活や職務遂行に支障を来す、そういったことがないように対応していくことというふうに考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 今の対策を行うことで、実際には長期休職者は減っているのでしょうか。

○職員課長（高田匡章君） コロナ禍においては多少の増加が見受けられるような場面もございましたけども、ここ5年間で見てみますとおおむね同数で推移しております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 要するに、これまでのメンタル面での対策は現状においてはあまり功を奏してないということだと思えます。

この場において私のほうから、専門家ではないのでこの方法がベストだということをお示しすることはできませんけれども、現状の認識をして、長期休暇の原因としてメンタル面での対策が急務であるという共通認識ができたところから対策を始めてほしいと思います。よろしく願いをいたします。

また次の項目に移ります。

休暇には様々ありますけども、病欠による長期休暇について、職場復帰についての支援プログラムを教えてください。

○職員課長（高田匡章君） 長期休職者の職場復帰についての支援プログラムということでもありますけども、対象者は心身の故障により休職をしていた職員で、訓練の実施期間はおおむね8週間、訓練の内容は主治医の意見や本人の様子などを見ながら調整し、訓練する場所といたしましては原則、訓練を受ける職員が所属する部署としているところであります。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 支援プログラムは、オンラインなどデジタル技術により家庭で事前に行うことでスムーズな復帰が可能と考えますが、市の考えはいかがでしょうか。

○職員課長（高田匡章君） 現状は所属に出向いて行う訓練のみとなっておりますけれども、本人からの希望等があれば、医療機関での職場復帰支援プログラムの利用なども認めているところであります。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 基本、復職については、従前の職場に復帰するという認識でよいのでしょうか。

○職員課長（高田匡章君） 復職につきましては、職員が所属している部署となります。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） メンタル面での休職についての原因で一番多いのが人間関係の問題であるというふうにされています。そうすると、もし従前の職場の人間関係が原因であるというふうに考えるならば、復職場所が同じであれば再発する可能性があると考えますが、市の認識はいかがでしょうか。

○職員課長（高田匡章君） メンタル不調となる要因は様々ですが、その要因が人間関係である場合には、今議員のほうからお話をいただきましたとおり、元の職場に復職することはなかなか難しいといったような、そういったケースもございます。そのような場合には、所属を変えるなどして対応をしているような状況もございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） メンタル面での対策は個別の差異が非常に大きく、一律の対策ではうまくいかないことも十分に考えられます。計画を立てる際にはぜひこの点も留意していただきますよう、よろしく願いをいたします。

それでは、次の項目に移ります。

勤務間インターバル制度の導入ですけれども、この制度取り入れようとした理由、またこの制度は全職員が対象でしょうか。

○職員課長（高田匡章君） 勤務間インターバル制度の導入の理由ということであります。

理由といたしましては、市職員の仕事に対する意識改革や働き方改革に積極的に取り組むことで、市役所が魅力ある職場となり、結果として市職員の仕事に対するパフォーマンスを高めることにつながるというふう考えたことによるものであります。対象者につきましては、全ての正規職員となります。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） この制度に対する期待する効果は何でしょう。

○職員課長（高田匡章君） 期待する効果といたしましては、一部市長答弁と重複する部分がございますけれども、勤務の終業時刻と次の勤務の始業時刻の間に一定の休息時間を確保することで、職員の疲労回復、それから健康保持、生産性や創造性の向上、ひいてはこうした取組が市民サービスの向上につながるというふうにお考えしており、また期待をしているところであります。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） およそどれぐらいの検証期間を定めておりますでしょうか。また、この施策の成功指標というのは、達成指標ですかね、どういったものを考えられるでしょうか。

○職員課長（高田匡章君） 現時点では、検証期間についての終わり、終期は定めておりませんが、本日から試行を通じまして、課題であったり、また改善すべき点、こういったものが明らかになってくるというふうにお考えしておりますことから、今後こうして見えてきた課題等を整理しながら、改めて実施時期は見極めてまいりたいというふうにお考えしております。

また、施策の成功の指標でしょうか、につきましては、数値とか数量で表すことはなかなか難しいものもありますけども、例えば縮減できた時間外勤務の時間数であったり、職員の取組、組織に対する満足度、それから市民サービスの満足度、こういったものが該当するのではないかというふうに考えているところであります。以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 新しい試みは正直やってみないと分からないので、市長が先ほど長い目で見てくれというふうにおっしゃったので、この市長の積極的な取組を評価するとともに、今後の効果を期待したいと思って、次の健康経営の質問に移ります。

この健康経営、この制度は、企業にとって従業員の健康保持・増進等を行うことは、医療費の適正化や生産性の向上、さらには企業イメージの向上等につながることであり、そうした取組に必要な経費は、単なるコストではなく将来に向けた投資であると捉えられる。このため、従業員の健康保持・増進の取組が将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することであると。健康経営の実施が重要になっている。経済産業省が推進しているもので、従業員の健康増進を重視し、健康管理を経営課題として捉え、その実践を図ることで従業員の健康の維持・増進と会社の生産性向上を目指す経営手法であり、一般企業はもとより、地方自治体も取り組んでいるところであると。民間企業とは違い、企業価値をはかる指標の一つである株価などは地方自治体には一見関係ないように思えますけれども、この企業価値、株価は、地方自治体に置き換えれば、市民の満足度や市民からの評価ということになると考えます。

このような流れの中で、健康経営という考え方は当市でも積極的に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

○職員課長(高田匡章君) 経済産業省が推進しております健康経営につきましては、大企業や中小企業等の法人が従業員の健康を経営的な視点で捉え、健康の保持・増進につながる取組として戦略的に行われる、そういった取組でありまして、多くの企業等が優良法人として認定を受けている、そういったことを確認をしているところであります。

また、全国的に見れば、職員の件、各種健診であったりメンタルヘルスケア、福利厚生、それからワークライフバランスの向上、そういった取組を通じまして、実際に優良法人としての認定を受けている、そういった自治体があることをホームページ、それから資料等でも確認をさせていただいているところであります。

当市は、今年度、令和5年度、働き方改革初年度といたしまして、走り出しということもありまして、現時点では認定を受けるといったまでの動きはございませんけども、職員の健康というのは組織の健康となり、より質の高い市民サービスの提供につながるということでありますから、こうした先進自治体の取組等も積極的に勉強はさせてもらいたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 先進自治体、今多分1桁台なので、ぜひうちも先進自治体になるように取り組んでほしいなというふうに思います。

次の項で、市内の企業の状況ですね。

今回調査したところ、健康優良法人として認定されたのは1社、厳密には関連会社もあるので2社ということになりますけども、その会社のホームページを見ますと、抜粋します。

3月8日に日本健康会議健康経営優良法人認定事務局から健康経営優良法人2023が発表され、2022年に引き続き、株式会社ニシカワと株式会社ニシカワ印刷が認定を受けました。健康経営優良法人認定制度とは、地域

の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業の法人を顕彰する制度です。健康経営に取り組む優良な法人を見える化することで、従業員や求職者、求めるほうの求職者ね、関連企業や金融機関などから、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目標としています。ニシカワグループは、当該認定制度の評価基準に準拠し、健康経営の実践、改善活動を継続推進し、中小企業部門上位500社が認定される「ブライト500」にチャレンジしますとあります。

市内にこのようにさらに上位の認定に向けて活動している企業もありますので、ぜひヒアリングを行って調査検討をすることで、当市の健康経営に向けた第一歩として踏み出せるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○職員課長（高田匡章君） 市内企業へのヒアリングということでもありますけども、精力的に従業員の健康増進に取り組まれている企業等から、健康経営についての取組事例または好事例、ノウハウなどを聞かせていただくということは、東大和市が職員の健康に資する取組を進める上で貴重な情報源であると考えておりまして、また非常に有益であるというふうに考えております。関係課などとも協力しながら、情報につきましては積極的に収集をさせていただきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 健康経営について積極的な民間企業が市内にあるということは非常に心強いことでもありますので、ぜひヒアリングして市の参考にさせていただければと思います。

次の項に移ります。

東大和市が率先して健康経営に取り組むことで、市内の企業にも健康経営という概念が浸透して、そこで働く従業員、当然市民も多く含まれる可能性もありますし、そのような企業が当市に増えていくことで、東大和市民全体が就職を希望したり、人材の流出を防ぐことができる可能性があります。

このように直接的効果はもちろんのこと、間接的に大きなリターンがあると考えますが、逆にこれを行うことについての問題点がありましたら教えてください。

○職員課長（高田匡章君） 健康経営に取り組むことへの問題点ということでもありますけども、一義的には、認定を受けるために必要となる申請の費用であったり、その他取組に係る経費、また事務量の増加などが挙げられるところであります。

しかしながら、健康経営は職員の健康保持や増進の取組の投資であり、このことが職員の活力向上や仕事の生産性の向上につながり、さらには市民サービスの向上、また組織の価値、こういったものを高めることにもつながりますことから、目先の課題のみに捉われず、中長期的な視点で捉えることが重要であると、そういうふうと考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 当市は現在健幸都市宣言を行っておりまして、この施策のために外部の組織も活用して、また予算も組んでおります。この取組についても健康という点では一致しているところもあり、今後発展的に、この健康経営という方向は同じであるというふうと考えておりますが、いかがでしょうか。

○総務部長（矢吹勇一君） 健康に関する取組ということではありますが、市では、東京大学未来ビジョン研究センターとの健康施策に関する総合協定の下に、市民や企業と協働し、健康寿命の延伸を目指す取組等を行っているとあります。また、本日から、先ほど来申し上げているとおり、市では市職員の健康増進に関する

新たな取組といたしまして勤務間インターバルを開始しているところであります。

健康につきましては、今後もその必要性や重要性がますます増大するものと考えております。様々な健康に資する取組を有機的に結びつけ、その取組を実践することは、単に個人の健康にとどまることなく、まちの魅力や活力の向上に欠かすことのできない重要なことと考えているところであります。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ありがとうございます。

今回市職員の勤務時間や休暇制度、また職場復帰に関することや組織としての健康経営について質問させていただきました。

今回取り上げた健康経営については、恐らく初めて聞いたってという職員も多いのかなというふうに思いますけれども、地方自治体はメーカーのような装置産業ではないため、優秀な人材の育成こそが市民サービスの充実につながるというふうに考えています。適正な勤務形態、休暇の取得、特に子育てや介護のための休職を長く、長期間の休職を容易にすること、一旦休職しても復帰がしやすい環境づくりを行うこと、これが仕事へのストレスがなくなり、職員の健康が増進していくと考えます。その結果、業務効率が上がり、BCPの観点からも有効な施策につながっていくというふうに考えております。

そもそも職員が健康であれば、その影響は直接窓口や市民、市内各所で対応する市民の皆様にもよい影響を及ぼします。そして、その結果、市役所という組織が健康になると、その影響は市内の民間の企業にも及ぶことでしょう。

健康経営の優良企業に選出されるためには、数多くのハードルがあります。所属長宛での通知というような曖昧な指標ではなくて、経済産業省が定めた明確な指標があるのですから、独自に開発するより、より容易に取り組むことができるはずです。健康経営はさきにも述べたように、経済産業省が推奨している事業でありますけれども、厚生労働省が推奨しているデータヘルスとも連携して、コラボヘルスとしても展開をされています。国の機関がそろってこれらの施策を推進しており、また多くの企業がこれに取り組んでいる状況を考えると、将来この健康経営が単なるイメージアップ、もちろんイメージアップも非常に重要なんですけれども、何らかのこの優遇措置や補助金など、特例措置の対象となる可能性が非常に大きいというふうに考えております。仮にそうでなかったとしても、市としてこの健康経営に取り組むことの重要性は認知していただけたのではないのでしょうか。

私たちが一番大切にしたい健康という概念を個人にも組織にも浸透させていくために、市に対しては、今後さらなる研究・検討を重ねて導入に向け努力してほしいと要望し、今回の一般質問を終了したいと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、床鍋義博議員の一般質問は終了いたしました。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 中野志乃夫君



○議長（東口正美君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

[ 2 2 番 中野志乃夫君 登壇 ]

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

まず、介護保険事業計画について。

- ①介護予防サービスの現状と課題は。
- ②地域密着型介護予防サービスの現状と課題は。
- ③介護サービスの現状と課題は。
- ④地域密着型サービスの現状と課題は。
- ⑤施設サービスの現状と課題はということであります。

2番目として、障害福祉計画について。

- ①訪問系サービスの現状と課題は。
- ②日中活動系サービスの現状と課題は。
- ③として、居住系サービスの現状と課題は。
- ④相談支援サービスの現状と課題はということについて伺います。

3として、森林環境譲与税について。

その活用実績と活用計画について伺います。

よろしく願いいたします。

[ 2 2 番 中野志乃夫君 降壇 ]

[ 市 長 和地仁美君 登壇 ]

○市長（和地仁美君） 初めに、介護予防サービスの現状と課題についてであります。現状としましては、要支援認定者数の増加に伴い、訪問リハビリテーション、特定施設入居者生活介護などのサービス利用者数が第8期の計画値を上回る状況となっております。

今後におきましては、要支援認定者数の増加に対応可能なサービス基盤を確保していくことが必要であると認識しております。

次に、地域密着型介護予防サービスの現状と課題についてであります。現状としましては、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの利用のみとなっております。サービスの利用者数は、第8期の計画値とおおむね同じ数値となっております。

要支援認定者に対する地域密着型介護予防サービスにつきましては、現状においてサービスの需要と供給のバランスが図られていると認識しております。

次に、介護サービスの現状と課題についてであります。現状としましては、要介護認定者数は増加しているものの、新型コロナウイルス感染症による影響が残っており、通所サービスを除く各サービスの利用者数は緩やかな増加にとどまっております。

今後におきましては、要介護認定者数の増加に対応可能な介護人材を確保していくことが必要であると認識しております。

次に、地域密着型介護サービスの現状と課題についてであります。現状としましては、第8期の計画値を上回るサービスは認知症対応型通所介護となっており、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護

は施設数が少ないことから、計画値を下回る状況となっております。

地域密着型介護サービスは、原則として市内の事業所の利用に限られるため、サービス需要に応じて市内で供給体制を整える必要があり、今後におきましては、受入れ可能な事業者を確保していくことが必要であると認識しております。

次に、施設サービスの現状と課題についてであります。現状としましては、介護老人保健施設の利用者数は第8期の計画値とおおむね同じ数値となりましたが、介護老人福祉施設の利用者数は計画値を下回る状況となっております。

有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等の特定施設の利用者が増加している状況もあり、施設サービスにつきましては、これら高齢者の住まいの整備状況を踏まえ、将来的な見通しを立てることが必要であると認識しております。

次に、訪問系サービスの現状と課題についてであります。現状につきましては、重度の障害のある方の増加により、訪問系サービスのうち重度訪問介護を利用する方が年々増えております。

重度訪問介護につきましては、長時間にわたり支援を提供するサービスのため、常に従業者が不足している現状があることから、従業者の確保が課題であると認識しております。

次に、日中活動系サービスの現状と課題についてであります。現状につきましては、障害の重度化などにより、日中活動系サービスのうち生活介護サービスを利用する方が増えております。

重度の障害のある方の受入れが可能な生活介護サービス事業所が十分ではないことから、その受入体制を整備することが課題であると認識しております。

次に、居住系サービスの現状と課題についてであります。現状につきましては、介護者の高齢化や自立生活を望む障害のある方の増加などによりグループホームの需要が高まっております。障害のある方を幅広く受け入れるためには、障害が重度であっても利用することができるグループホームの整備や人材の確保などが課題であると認識しております。

次に、相談支援サービスの現状と課題についてであります。現状につきましては、障害福祉サービスの需要の高まりにより、相談支援サービスのうち計画相談支援事業所の利用者が増えております。

今後障害福祉サービスの利用が増えることを見据えると、市内における計画相談支援事業所の充実及び支援の質の向上を図ることが課題であると認識しております。

次に、森林環境譲与税の活用実績と活用計画についてであります。平成31年度から令和4年度につきましては、市立狭山緑地において木道の更新や木製遊具の設置等に活用しております。また、令和5年度につきましては、末広公園における国産材を利用した木製遊具等の設置に活用しているところであります。

活用計画につきましては、現在のところ、引き続き公園遊具の更新等に係る経費への充当を考えております。以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○22番(中野志乃夫君) 答弁ありがとうございます。

たまたま昨日の全員協議会で、介護関係、障害福祉関係のいろいろ案と申しますか、計画案の中でいろいろなことが出されていまして、要点に絞って再質問させていただきます。

まず高齢者、介護関係の関係ですけれども、計画上、通所のほうも大型、大きな施設での通所サービスがある関係で、一応特に問題なく推移してるようなんですけれども、ちょっと私も最近になって知ったんですけども、介護

保険が始まって以来、市内で小規模な、家庭的な、そういう通所サービス、デイサービスの施設が複数閉鎖されたという事実があります。ちょっと私も、当初一緒にそういう形で連携してやってたんですけど、ちょっといきなりそういう施設がばたばたとなくなったっていうのはちょっと驚きだったんですけども、この辺の現状についてはどうお考えでしょうか。

○介護保険課長（里見拓美君） 地域密着型のいわゆる小規模な通所介護サービスにつきましては、過去5年間の開所、閉所の状況を見ますと、6事業所が開所し、3事業所が閉所しております。閉所した事業所は全て地域密着型通所サービスで比較的規模が小さい事業所であり、全体的には通所介護の受入定員数が増加していることから、通所介護サービスの供給は需要を満たしているものと認識しております。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 過去、私のほうも実際手がけていながら、やっぱり小さい規模ですとどうしても人員配置の点とか、いろいろ様々な点で、大きな規模でやればいろいろ経費が少なくて済むんですけども、相当いろいろ出費も多くなって、ちょっと断念した経緯もありますので私もよく分かるんですけど、実際伺ったら、担ってる人たちも、やっぱり職員も高齢化してかなり厳しくなってきました。ただ、大規模なといいますか、大きな規模での通所サービスがあっても、やっぱり利用者さんにとっては家庭的な雰囲気、小規模のそういった場を求めている方たちも結構多くいるのでね、やはり今大変少ないのを大変危惧しております。

ですから、この辺はまた、そういうばたばたと閉鎖されたけども、さらに新しくそういう通所サービスをやるという人たちもいるようですから、そういった形での支援もぜひ考えていただきたいなど、そう思っております。

これは一つ、一応そういうことで、新しくそういった地域密着型、家庭的なそういった動きがあった場合に、市としてはどう対応されるのかをお聞きしておきます。

○介護保険課長（里見拓美君） 地域密着型の通所サービスにつきましては市が指定する事業所でございますので、御相談があった場合には、私たちもお互いに十分準備をして状況、またはこれからの計画に十分対応できるよう相談に乗ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） ありがとうございます。ぜひそうした対応で臨んでいただきたいと思っております。

それとあと、これは障害のほうもそうなんですけども、介護保険の場合でもとにかくヘルパー不足が深刻な問題だと実感しています。やっぱりいろいろ利用したいけれども、ヘルパーさんを派遣してくれる事業者が本当になくて、あってもいっばいで、なかなか時間数も取れないというのが現状なんですけども、この辺の対策としてはどうお考えでしょうか。

○介護保険課長（里見拓美君） 訪問介護事業所は、市内におきましても職員が高齢により離職する一方で、新たな人材が十分に補われていない状況があると認識しております。ヘルパーを含めた介護人材の不足につきましては全国的な問題としまして、国や東京都におきましても処遇改善や人材確保のための取組を行っているところでございます。

市におきましては、平成29年度より市認定ヘルパー養成講座を実施しているところであります。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） これに関しては本当に深刻なといいますか、問題ですし、今予防介護のほうで市のほうも積極的に募集をかけてたりしてるのは大変ありがたいと思っております。ただやはり、ヘルパーの一応資

格っていいですか、それもだんだん厳しくなってきた、初任者研修を受けなくちゃいけないとか、いろいろお金もかかるということもありますので、この辺はぜひ、いろいろ市のほうで援助して、多くの方が、取りたいという方が本当に取れるような環境をつくっていただきたいと思っております。これは取りあえず要望しておきます。

それとあと、障害に関してですけども、障害福祉に関してで、やはり生活介護のほうが不足してるっていう、そういう報告もされております。

それで、基本的には、ほかの分野などは大体充足してるのか、やはりグループホーム等のも含めてちょっといろいろ、まだまだ足りない、あと生活介護も足りないという話も出てきましたけども、その辺の現状と対策と伺いますか、その辺はどう考えてるかお聞きします。

○障害福祉課長（大法 努君） 今議員から生活介護の事業所についての御紹介もございました。確かに日中活動系のサービスにおきましては、生活介護の事業所、特に重度の方、医療的ケアの必要な方あるいは強度行動障害のある方とか重症心身障害の方、そういう方を支援していただけるような生活介護の事業所、そういったところが不足しておるとい現状がございます。

私どもも様々な事業者から事業所を開設したいというような御相談があった場合には、いわゆる市の現状なども含めお伝えいたしまして、我々の考えに沿うような事業所を設置していただくように要請をしているところでございます。

あわせて、グループホームにつきましても、現状としてはなかなか、これ全国的でございますけども、ちょうど平成18年の障害者自立支援法が始まった当初から比べても、障害福祉サービス全体の利用者というものは3倍に増えてございます。市内におきましてもグループホームの利用者、大変増えてございます。親亡き後を見据えてというところで在宅からの移行あるいは施設入所からの移行ということも国の基本的な指針において述べられております。そうしたことへの対応としても、事業所のグループホームの整備というものは、私どものほうでも十分必要であるというふうに思います。

ただ、やっぱり質の低下を招かぬよう、ちゃんとした理念を持っているだとか、様々な障害のある方の特性に応じた支援をしてくださる、そういう適切な事業所の確保というものにも併せて注意をして整備をしていかないといけないというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） まず生活介護に関してですけども、新規で新しく生活介護事業所というのは動きがあるのか、そういったまた要請があるのか、その辺をまずちょっと具体的に教えていただけたらと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 生活介護の事業所でございますが、以前相談を受けまして、かなり重度の方を支援してくださる事業所があるという相談を受けておりましたことから、一応来年度、市内で1か所、生活介護の事業所が開設する予定でございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 分かりました。少なくともそういう形で増えるのは何よりだと思います。

それとあと、グループホームに関してですけども、これに関しては、実際いろいろそういう作りたいっていう、そういう話はいっぱいあるけれども、やっぱり内容の問題とか、そういうことで精査してるということなんでしょうか。ちょっと以前はグループホームを作りたいといっても、やっぱりちょっと順番待ちといいますか、なかなか市としてもすぐ受け入れられないという話があった時代もあったんですよ。で、これは東京都も

まだグループホームに関しては助成金を出してるのかどうか、ちょっと私も定かじゃないんですけども、やはりまだ都内でも不足しているのは明らかですし、その辺でちょっとグループホームの現状、どうなっているかちょっとお聞きしたいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） グループホームにつきましては、今市内には38ユニットございます。年々、私どものほうにもグループホームを開設したいというような話は時々相談がございます。ただ、そのとき、先ほど申し上げましたとおり、やはり全国的に例えばフランチャイズ的にやっている事業所なんかもございます。そうした場合には、なかなか本当に真に適切な支援をしてくださる事業者なのかというところの質の担保というものがなかなか難しいところもございますので、そこは慎重に確認しております。

ただ、私どももそうはいえども、グループホームを利用したいという市民の方、障害のある方も増えているという現状もございますので、そうした場合には十分な話し合いを重ねて適切に整備を進めているというところがございます。

一方で、グループホームでも、従事する支援者の方が常に不足しているという現状もございます。そうしたところにおいては、グループホームで支援してくださる支援者の養成、確保というのも一つ課題であろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 分かりました。一応、需要と申しますか、とりわけ障害に関しても、結局、向原に特別支援学校ができるような現状で、学校自体がもうパンクしている。それだけ障害者が、そういう通う方が増えて、将来的にその人たちが当然ながら社会に出てくる。その受皿が既に足りないのはもう目に見えているんで、そういったことを踏まえた対策としていろいろ検討してほしいと思っております。

いろいろ私のほうもそういうグループホームの問題とか、生活介護でもちょっと重い方ですよ、何とかなんないかっていう話はしょっちゅう来るんですけども、なかなか本当に対応するのが大変ですので、ちょっと大きな問題として考えていただきたいと思っております。

この問題については以上です。

次に、森林環境譲与税についてですけども、ちょっと私もあんまり詳しく知らなかったんですけど、市民の方からちょっとこれどうなってんだと、どういう使い方してんだという話があったんで、ちょっとお聞きいたしますけども、森林環境譲与税に関しては、いつからそういう形で市のほうとしてそのお金を使ってきて、使うって言ったら変ですけど、それをいろいろな形で使い始めてるのか、その辺の経過をちょっと教えていただけたらと思います。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 森林環境譲与税の関係でございますけれども、まず決算、歳入の決算額といたしましては、平成31年度から331万6,000円、令和2年度が704万8,000円、令和3年度が702万3,000円、令和4年度は878万2,000円でございます。そちらのほうを公園の整備等に活用するというので、平成31年度につきましては市立狭山緑地の木道の老朽化に伴う更新、令和2年度につきましてはやはり狭山緑地の緑地内の樹木の適正な維持管理のための間伐、そして令和3年、4年度につきましては、狭山緑地のフィールドアスレチックに木製遊具や木製のテーブルベンチなどを設置したものでございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） これに関しては、あくまでもそういう緑地関係とか、そういったものに使うということで実際に使われてきてるようですけども、今年でしたっけ、昨年だったか、桜が丘の都立東大和南公園で

遊具云々とあったのも、それもここからお金が出てるとい話だったのでしょうか。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 狭山緑地のほうに設置しましたけれども、そちらのほうの遊具で活用してございますので森林環境譲与税を使っているものでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 分かりました。

もともと、あのときはそのまま私もいろいろ言いましたけど、地域の住民にとっては賛否もあって、初めから狭山緑地のほうに持っていったほうがよかったんじゃないかという気はしておりますけれども、いずれにしても、そういう森林関係とか、いろいろ緑を生かすような形で使われているのは大変いいと思うんですけども、一つちょっとこれは、今狭山緑地でちょっと結構深刻なというか、大きな問題になっているナラ枯れといいますか、いわゆるそういった虫によっていろんな木がどんどん駄目になってきている。そういうほうには使うっていうことはあるんですかね。その辺はどうなんでしょう。

○財政課長（鈴木俊也君） 森林環境譲与税につきましては、森林の間伐ですとか、その維持管理のようなところで使うことは可能かと思います。

ただ、ナラ枯れのほうにつきましては、狭山緑地のほかにも公園ですとかというところの対応もございしますので、そのあたりにはなかなか使えないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 分かりました。

いずれにしても、そういう活用をされてるということであれば、私に相談といいますか聞いてきた方も納得すると思うんですけども、やはり私たちがそういう税金として、そこがそのお金を捉えている、その使い道がより明確になれば皆さんも納得してくれるし、ああそういう使い方だったら自分でも納得できるということがあります。

それで、取りあえず、そうすると今、この間はそういう狭山緑地関係のほうを主に使ってきましたけども、今後の使い方としては、昨日の全協の中では、フィールドアスレチックでいろいろ、ローラーライダーか、ああいうものも案が出ていましたけど、ああいうほうにもこれは使われる可能性はあるんですか。

○副市長（松本幹男君） 狭山緑地で今後予定しておりますローラーライダー、こちらにつきましては都市計画税を充当して実施するというのを考えております。

森林環境譲与税は、あくまでも、先ほど財政課長が話したとおり、森林に寄与するものっていうふうになっています。もともとこれは数年前から、地方において山林の維持管理がやっぱりなかなか跡を継ぐ方がいないということで、荒れてしまう山林が非常に各地で増えているというのが問題になりまして、それに端を発してこういったものがスタートしているというところでございます。

実際には、市民の皆様が負担するのは来年度の住民税からという形になるわけですが、一応そういったところで、一応割り当てられます額、森林環境譲与税につきましても、森林事業への従事人口ですとか、面積とか、その辺を勘案した中で各自治体に振られておりますので、それに基づいて東大和市としては、狭山緑地や市内の公園、そういったところでの要するに公園遊具の更新事業費がなかなか財政上捻出が難しいというのがございますので、この財源を活用した中で、木製遊具の設置ということで今事業を進めているというところでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 具体的な説明ありがとうございました。ちょっとそういう経過だったらよく分かりました。

ぜひそういう形で、確かにそういう形の予算がなかなか、うまく流用し難い中でこの森林環境譲与税が使われるのはなおさら大変いいかなとは思いますが。

これはついでにちょっと、あわせて一言余計なことなんですけども、フィールドアスレチックのところ、ローラースライダーなんですけど、私もちょっと青梅の山の中にそれがありまして、すごい長い、恐らく同じ規模ぐらいの、行って、昔何回か遊びに行きましたけど、やっぱり一回やると面白いんだけど、それで終わっちゃうんですね。そこの山の中、誰もほかにも人がいないし、それだけだとちょっとあんまり、いろいろPRの仕方とか、プラス何かがないとどうかというちょっと感想を持っていますので、その辺はまた検討していただけたらと思います。

以上で私の一般質問は終わります。

○議長（東口正美君） 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了しました。

---

#### ◇ 木戸岡 秀 彦 君

○議長（東口正美君） 次に、17番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

[17番 木戸岡秀彦君 登壇]

○17番（木戸岡秀彦君） 議席番号17番、公明党の木戸岡秀彦です。通告に従い、令和5年第4回定例会での一般質問を行います。

今回は5点について質問をさせていただきます。

1点目として、民間企業との連携及び誘致についてであります。

現在東大和市においては、各企業との地域活性化包括連携協定を締結しております。包括連携協定は、地域が抱える様々な課題の解決に向けて、地方自治体と民間企業がそれぞれの強み、特性を生かしながら、お互いに協力し合うことを定めたもので、新たなビジネス創出や地域との信頼関係強化につながります。

和地市長は所信表明において未来につながる市政を目指し、4つの施策を示されました。その中でも、デジタル技術を活用し、市政情報をよりタイムリーに発信、市民の皆様役に役立つデジタル化の推進、創業支援や地域経済の活性化について、デジタル系などの企業誘致などに取り組むとされています。

新型コロナウイルス感染症により地方自治体におけるデジタル技術を活用した行政サービスの利便性向上や業務効率化、自治体DXの重要性が浮き彫りとなりました。令和2年に総務省によって自治体DX推進計画が作成され、地方自治体のDXは国を挙げて進められています。DXには、自治体の情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用促進などがあります。

昨日の本会議において、東大和市組織条例の一部を改正する条例について、そのうち市長の特命事項の推進として、新たにDX等推進担当課が創立をされます。また、全員協議会において、東大和市DXプラン（案）の骨子も示されました。

当市においては、デジタル化推進支援業務委託を実施し、職員の意識改革や業務改善に取り組まれています。そこで求められているのがDXの知見や技術を有する民間企業との連携です。東大和市の魅力を内外に発信できるよう、ほか民間企業との連携を強化していただきたいと考えます。

以下、伺います。

①市長の所信表明において、創業支援や地域経済の活性化のため、デジタル系などの企業誘致の実現に向け調査していくとのことだが、どのように進めていくのか。

②市の特産品として、狭山茶や多摩湖梨等があるが、さらなる市の魅力を発信するため、民間企業との連携で新たな商品開発を検討する必要があると考えるが、市の認識について伺う。

2点目として、小・中学校等での心肺蘇生教育の推進とAEDの設置についてであります。

平成16年、市民によるAEDの使用が認められて以降、急速に設置が進み、AEDの使用によって救命される事例が数多く報告されています。しかしながら、毎年7万にも及ぶ方が突然死されています。学校においても、毎年100名近くの児童・生徒の心停止が発生しております。

日本心臓財団の調査によると、令和3年度、全国の救急隊員が搬送した心肺機能停止傷病者数は12万9,144人で、そのうち一般市民が目撃した心肺停止傷病者数は2万6,500人となっています。突然の心停止から命を救うために、AEDの設置、心肺蘇生の知識と技能を普及する必要があります。

以下、伺います。

①令和3年度から中学校の保健体育の授業で心肺蘇生の授業を行っているが、当市の小・中学校における児童・生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性及びAED設置状況について伺う。

②教職員へのAED講習の実施状況など具体的な取組について伺う。

③休日や夜間にAEDを使用できるよう、小・中学校及び他の公共施設の屋外への設置を求めているが、市の認識について伺う。

④AEDのコンビニエンスストアへの設置について要望しているが、令和4年第3回定例会以降の状況について伺う。

3点目として、郵便局との地域における協力に関する協定及び連携についてであります。

東大和市においては、郵便局と協定し取組が行われていますが、今回取り上げたのは、郵便局など金融機関の誘致に関して市民から多くの要望をお受けしているからです。

人口減少が進む中であって、特に桜が丘地域については、マンションや新興住宅の建設により人口が増えました。しかしながら、金融機関が撤退しATMが撤去され、利便性が損なわれています。また、郵便ポストの設置について、総務省は本年5月18日、郵便ポストの設置基準の見直しに向けた議論を始めました。全国で18万近くあるポストの利用状況などを把握し、現在の在り方が適切か検討するとあります。地域の変化などに伴い、移設や新設など、ニーズに合った設置をする必要があると考えます。

以下、伺います。

①郵便局との協定の詳細について伺う。

②玉川上水駅は乗降者も多く、人口が増加している地域でもあり、市民の方から多くの要望がある郵便局(ATM含む)の開設について、働きかけはできないか。

③上仲原公園近くにゴールドポストを設置しているが、設置の経緯について伺う。

④郵便ポストの移設及び新設の働きかけについて。

ア、利便性の高いコンビニエンスストアへの設置について。

イ、玉川上水駅北口に郵便ポストが2か所設置してあるが、近隣マンション地域に1か所移設することについて。

ウ、南高木交差点付近への設置について。



4点目として、市民サービスの向上についてであります。

高齢化により、加齢性難聴は誰でも起きる可能性があります。国立長寿医療研究センターの老化に関する長期縦断疫学研究のデータによると、65歳以上の1,500から1,600万人が難聴だという推計があります。利用しやすくするため、市民に優しい窓口として、難聴者に配慮した市民サービスを行うべきと考えます。

①難聴者の個人情報保護及び利便性向上のため、軟骨伝導イヤホンを窓口に設置することはできないか。

5点目として、受動喫煙対策についてであります。

受動喫煙対策については、これまで条例制定を含め、対策の強化を求めてまいりました。市として対策を講じられていると思いますが、改善の兆しが見られない状況にあります。特にたばこのポイ捨てなどのマナー違反については、さらなる具体策が求められます。

以下、伺います。

①上仲原公園及び市庁舎敷地内の喫煙所の受動喫煙対策について令和5年第2回定例会以降の進捗を伺う。

②路上喫煙によるポイ捨てが目立ち、対策強化を求めているが、どのような対策が取られているのか。

壇上での質問は以上とし、再質問は、御答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきます。よろしく願いをいたします。

[17番 木戸岡秀彦君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） 初めに、デジタル系などの企業誘致の調査についてであります。企業誘致につきましては、先駆的に取り組んでいる自治体の事例を把握し、東大和市での創業につながるような環境整備を含めた手法について研究してまいります。

また、中小企業大進校と連携して実施しております東大和市創業塾において、デジタル系の創業を目指す方への個別相談など、創業へのサポートについて研究してまいります。

次に、民間企業と連携した新たな商品開発についてであります。民間企業との連携や市の特産物を活用した商品開発は、市の魅力を高めるコンテンツの一つになると認識しております。

次に、心肺蘇生教育の推進とAEDの設置についてであります。小学校の保健及び中学校の保健体育の授業の中で、心肺蘇生やAEDについて学習をしております。

また、AEDにつきましては、市内の全小・中学校に1台ずつ設置しているところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、教職員へのAED講習についてであります。各小・中学校におきましては、夏季水泳指導前の講習や地域で行われる防災訓練等での講習を実施している状況であります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、学校や公共施設におけるAEDの屋外設置についてであります。AEDを屋外に設置するためには、温度・湿度といった環境条件や盗難リスクが課題であると認識しております。

屋外設置につきましては、引き続き調査研究に努めてまいります。

次に、AEDのコンビニエンスストアへの設置についてであります。市内のAED設置の空白地域に対応するため、近隣自治体の導入状況を把握の上、市で地域活性化包括連携協定を締結している株式会社セブンイレブン・ジャパンにAED設置の再交渉をしましたが、AED調達の費用は、引き続き自治体側負担とのことでありました。

このことから、引き続き、財源負担を考慮したAEDの設置方法を研究しているところであります。

次に、郵便局との協定についてであります。市では、平成30年1月に日本郵便株式会社武蔵村山郵便局及び市内各郵便局と、市民が安心して暮らせる地域社会づくりを目的として、地域における協力に関する協定を締結いたしました。この協定は、郵便局員が市内での業務中に、子供の見守り、道路の異状、不法投棄などについて市に情報提供をすることを定めたものであります。

次に、玉川上水駅周辺地域への郵便局開設についてであります。郵便局の設置については、日本郵便株式会社法などに設置基準等が定められておりますが、その内容や考え方について、今後郵便局に確認を行い、地域の要望について伝えてまいりたいと考えています。

次に、ゴールドポストについてであります。このポストは、内閣官房が日本郵便株式会社と協力して実施した、ゴールドポストプロジェクトにより設置されているものであります。

本プロジェクトは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において金メダルを獲得した日本代表選手にゆかりのある地域の郵便ポストを金色に塗り替えることにより、選手の栄光をたたえるとともに、選手を輩出した地域を盛り上げることを目的とした取組であります。

全国で79か所設置されており、市内にあるゴールドポストは、野球で金メダルを獲得した菊池涼介選手をたたえるものとして、令和4年1月に設置されました。

次に、コンビニエンスストアへの郵便ポストの設置についてであります。大手コンビニエンスストア各社におきましては、全店舗に設置している場合や、そうでない場合など、設置状況に違いがあることは承知しており、市内にも郵便ポストを設置している店舗が複数あることを認識しております。

次に、玉川上水駅北口の郵便ポストの移設や南高木交差点付近への設置についてであります。郵便ポストの設置については、郵便法施行規則などに設置基準等が定められておりますが、その内容や考え方について今後郵便局に確認を行い、地域の要望について伝えてまいりたいと考えております。

次に、難聴の方の個人情報保護及び利便性向上のための軟骨伝導イヤホンの窓口設置についてであります。軟骨伝導イヤホンを使用することにより、窓口での対応時に大きな声で話さずに会話ができ、またコミュニケーションが円滑に図れるものと考えますので、市民サービスの向上につながる取組として、その利用効果等を見極めてまいりたいと考えております。

次に、上仲原公園及び市庁舎敷地内の受動喫煙対策の状況についてであります。上仲原公園喫煙所につきましては、移設後現在まで設置場所に関する御意見等はありませんが、利用に当たっては、非喫煙者の御迷惑にならないよう、マナー啓発を目的とした掲示物を喫煙所に掲出するとともに、たばこの煙に効果があるとされている植物を喫煙所の西面に配置することを予定しております。

また、庁舎敷地内の喫煙所においては、たばこの煙に効果があるとされている植物を令和5年11月に喫煙所と歩道間のスペースに植樹したところであります。たばこの煙についての御意見を頂戴していること、また設置場所を移動することには財政負担などの課題もあるため、利用者を削減するという意味も含め、職員の利用については一定のルールをつくることを検討しているところでございます。

次に、路上喫煙によるポイ捨て対策についてであります。市では環境美化の観点から、環境市民の集いにおけるマナーアップキャンペーンの実施や市報等による意識啓発に取り組んでおります。

今後マナーアップキャンペーンの拡充について検討してまいります。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○教育長（岡田博史君） それでは、小・中学校における心肺蘇生教育の推進とAEDの設置について御説明いたします。

初めに、小・中学校における心肺蘇生教育の現状と今後の方向性についてであります。小学校につきましては、第5学年保健において、けがの防止として教科書にAEDが掲載されており、児童はAEDの機能について学ぶとともに、校内の設置場所について確認をしております。また、一部の小学校では、授業以外でも、地域で行われる防災訓練等において、実際に心肺蘇生法やAEDの使い方を体験している学校もございます。

中学校につきましては、第2学年保健体育において、応急手当の意義と実際として、教科書等のAED資料を使い使用方法を確認するとともに、ペットボトル等を使用して心肺蘇生法等の応急手当ができるようにしております。また、第3学年において、消防署の方を講師に招き、心肺蘇生法やAEDを使用した実技研修を行っている学校や、地域で行われる防災訓練等の際に応急救護訓練として心肺蘇生やAEDの使用について体験できる機会を設けている学校がございます。

AEDの設置状況につきましては、市内小・中学校の用務員室等へ設置しており、教育活動中などで必要となった場合に使用できるようにしております。

次に、教職員へのAED講習の実施状況についてであります。毎年、東京都教育委員会が主催する「安全な水泳指導のための中央講習会・地域講習会」に小学校、中学校からそれぞれ代表1名が必ず参加し、参加者が市内の体育研修会において市内全校の体育主任等に講習内容を伝達しております。その際、講習で使用するテキストを用いてAEDを使用した応急手当について確認をしております。各校の代表者は講習内容を自校の教員へ伝達研修を行っております。

さらに、小学校におきましては、全教員が水泳指導に関わるため、毎年、夏季水泳指導実施前の6月頃に、消防署の担当者を講師に招き、心肺蘇生訓練及びAEDの使用について研修を行っております。

また、中学校におきましては、毎年、年度当初に実技研修を実施している学校や、地域で行われる防災訓練等の中で心肺蘇生法及びAEDの使い方について研修を行っている学校がございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 市長、教育長、御答弁ありがとうございました。

それでは、随時再質問をさせていただきます。

まず初めに、民間企業との連携及び誘致についてでありますけれども、この誘致に関しても含めて、現時点での調査の状況について、分かる範囲でお伺いをしたいと思います。

○産業振興課長（井上昌弘君） 現在東大和市と同程度の規模を持った自治体の取組を調査研究しておりますが、企業誘致に成功している取組事例は確認できておりません。

デジタル系の企業につきましては、業務内容において場所を選ばない強みがありますことから、引き続き調査研究を続けてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） それでは、この企業誘致についての課題はどのような課題があるかお伺いをしたいと思います。

○産業振興課長（井上昌弘君） デジタル系企業の誘致の課題につきましては、多摩湖や狭山丘陵などの豊かな自然環境を求める企業とのマッチングであると考えております。また、誘致後は継続した操業が可能な環境が

必要となりますことから、商工会と連携を図り、サポート等を行う必要があると認識しております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。やはり企業へのアプローチに関してはどのようにしていくのか、数多くやはりアプローチをする必要があると思います。

先ほど御答弁では、東大和市と同程度規模の自治体の成功事例はないということでしたけれども、当然、規模とは別に、調査をすることによって新たな発見につながると思いますけれども、ぜひ積極的にこの取組をしていただきたいと思いますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

続きまして、②の市の特産品の商品開発を検討する、検討についてでありますけれども、これに関しては、過去、企業と特産品について検討したことがあるのか、また商品の開発をしたことがあるのかお伺いをしたいと思います。

○産業振興課長(井上昌弘君) これまで市では行っておりませんが、商工会では、平成24年度に特産品推進委員会を立ち上げ、東大和茶うどんを商品化しております。また、東大和茶うどんは東大和市の特産品としてふるさと納税の返礼品にも使われております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 今回私はこの特産品について質問をしたのは、やはり市民の皆さんから、東大和の特産品といえば何という、なかなか答えが返ってこない。今茶うどんが今まで各店舗でも売られておりますけれども、さらにやっぱり魅力発信のためにやはり商品開発というのは必要ではないかなと思っております。

これは以前、うまかんべえ～祭のグルメコンテストにおいて、森永乳業のクリープ使用を条件に商品が提供されました。これをまたチャンスと捉え、森永乳業のクリープを使用した東大和市の魅力につながる商品開発を進めることができないのかお伺いをしたいと思います。

○産業振興課長(井上昌弘君) 令和4年6月に開催しました「クリープが応援！うまかんべえ～祭フードフェスタ」におきまして、クリープを使った商品を開発、販売していただきました。その後もクリープを使った商品を新たに開発し、販売している店舗も確認しておりますが、クリープを使用した商品として全面的に宣伝をしているところはないと認識しております。

今後は、市の魅力につながるような商品化をして、販売している店舗にそのことを宣伝していただけるようお願いするとともに、市でもうまかんべえ～祭から生まれたメニューが商品化された場合の宣伝方法について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) ぜひ取組を進めていただきたいと思います。

せっかく森永乳業という素晴らしい企業があります。実は私も地方にコンビニに行ったときに、たまたまヨーグルトを買ったんですね。そうしたら、製造地、東大和市立野って書いてありました。それはギリシャヨーグルトでした。そういった素晴らしい商品を作って全国に、そういったものは東大和市と何か連携として、極端なことを言ったらうまべえを入れるとか、例えばですよ、そういった意味では東大和市の魅力につながるのではないかなと思って今回も提案をさせていただきました。ぜひ、森永に限らず、様々な企業との連携をしていただいて、商品開発に取り組んでいただきたいと思います。

今後もぜひ企業のパイプを強化して、ぜひ前に進めていただきたいと考えますけれども、企業との連携及び誘致に関して市長の御所見をお伺いいたします。

○市長（和地仁美君） 企業との連携は市の魅力を高めるコンテンツの一つだということは、質問いただいている木戸岡議員と全く同感でございます。

今一つの事例として、市内に大きな工場を構えていただいている森永乳業さんの例を出していただきましたが、食べるものっていうのはとても、一度認知されると広がり感があつていいのかなと思います。先ほどギリシャヨーグルトの話をしていただきましたけど、森永の東大和の工場でマウントレニア、カフェラテも作られているというところで、相手があることなんで、こっちが勝手にいろいろ言うのも何ですが、今年の内々ゆる簡単に飲めるペットボトルの飲料なんかでは、抹茶ラテなんかは昨年の頃から大分商品化されているので、狭山緑茶とそのあたりで、ただマウントレニアはアメリカですので、そこら辺の整合性が難しいかなと思いつつながら、そんな、東大和市をすぐ結びつけていただけるような商品が開発されるっていうことは、私たちもそうですし、市民の皆様もいろんな方に市のことを情報発信するときに、非常にうれしかったり、喜ばしいコンテンツになるんじゃないかなというふうには思っております。

また、最初のほうでお話しさせていただいたデジタル系の創業支援などについては、業務内容において、場所を選ばず、いわゆる工業団地のような広い敷地も要らない、そんなものですし、これからの時代には非常に合っているものだと思っておりますので、今後も引き続き、誘致に向けた調査研究を続けてまいりたいというふうには思っております。

また、デジタル系の企業が開発したサービスがもしかしたら行政と組んで市民の利便性の向上になったり、あと昨今話題になっているベビテックっていう、結構スタートアップの企業さんが育児系のところのITを導入したような、そんな創業も非常に盛んになっているということなので、子育て日本一、もしくは教育で選ばれる東大和というところで、そんなスタートアップの創業支援をしながら、市の課題解決と一緒に組めるような企業さんがいらっしやらないかなんていうことも視点に置きながら、幅広に研究をして、またそういったことを少しずつ発信することで市に御相談いただけるような、そんなふうな流れに持っていければというふうには思っておりますので、今後も引き続き研究をしていきたいと思っておりますので、議員の皆様からも何か情報ございましたら、ぜひとも提供いただければというふうには思っております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 市長、ありがとうございました。

企業誘致は自治体にとってやはり、先ほどもお話ししましたけれども、地域経済の活性化、また雇用の創出、税収の増加などのメリットもあります。また、これは企業もそう、もちろん個人事業主をはじめとした民間企業との連携も重要でありますので、ぜひ和地市長のリーダーシップの下、前に進むことを期待しております。

1点目の質問は以上になります。

続きまして、2点目の小・中学校等での心肺蘇生教育とAEDの設置についてであります。

この心肺蘇生及びAEDの設置については今まで一般質問で何度も訴えてまいりました。先ほど市長、教育長の答弁では、小・中学校においては心肺蘇生の教育を学年により行っているということでした。また、基本的には、AEDの設置は小・中学校全校に1台ずつ設置をしてあるということでした。

これは御存じだと思いますけれども、埼玉がAEDの設置、特に屋外がかなり進んでいる地域なんです。それはなぜかといいますと、これはさいたま市に「ASUKAモデル」というのが、御存じの方もいらっしやると思いますが、これは2011年の9月、さいたま市の小学校で6年生の桐田明日香さんが駅伝の課外授業中に倒れ、死亡するという事故がありました。検証の結果、明日香さんが倒れた直後にけいれんや死戦

期呼吸と呼ばれるゆっくりとあえぐような呼吸があったために、教師らは心臓が止まっているとは思わずに、校内にあったAEDを使わなかったことが分かりました。

この事故の反省を踏まえ、さいたま市教育委員会は、御遺族とともに体育活動時における事故対応テキスト「ASUKAモデル」を作成しました。目の前で誰かが突然倒れたとき、迷わず落ち着いて迅速に対応するための研修用テキストです。さいたま市は、全小・中学校においてAEDによる心肺蘇生講習を行っています。多くの子供たちが早い時期から救命措置について知ることは、人が倒れたときにその場にいる人が何をできるかを考えて行動することや、いじめや自殺問題などを含めた命の大切さを学ぶことができると思います。

先日、AEDの屋外設置を推進している坂戸市に伺い、お話をお聞きしてまいりました。

坂戸市においては、救命救急士による命の事業、これは特にAEDに特化した事業を実施をしております。現在中学校で1校実施して、現在ほかの学校からも希望があると聞いております。

当市においては、心肺蘇生教育に関して、小学校で第5学年の保健で、中学校第2学年で保健体育の授業で、またAEDの操作に関しては主に中学3年生とのことですけれども、より多くの児童・生徒に心肺蘇生教育を含むAEDの実技が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） より多くの児童・生徒へのAEDを使用した心肺蘇生訓練についてであります。学習指導要領では、中学校段階においてAEDの使用を含む心肺蘇生法などの応急処置ができるように指導することとなっていることから、現在の市内の学校の取組状況としましては、各学校の教育活動と関連させながら、地域の消防署と連携した体験活動を実施したり、授業以外でも、地域で行われております防災訓練等に参加して体験をしたりしております。

取組事例等を学校に紹介することのほかにも、自分たちが生活する地域の中で、いざというときにAEDがどこにあるのかを知り、町なかで処置が必要な状況が生じた場合に、周りの大人などと協力しながら冷静に対応するためにも、地域の中でできること、体験なども踏まえ、今後研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひ、先ほど言った体験も含めて、より多くの児童・生徒にこのようなやはり体験をしていただきたいと思います。いざというとき、何もできないということではなくして、やはり常に、その保健の授業等も含めて、多くの児童・生徒に教育をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、教職員のAEDの講習の実施について、先ほど教育長から御答弁をいただきました。

このAEDの講習に関して、操作についてですけども、これ全職員が行う必要があると考えますけども、これについては行っているのかお伺いをしたいと思います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 教職員のAEDを活用した心肺蘇生訓練及び研修等につきましては教育長答弁で申し上げたとおりであり、毎年、全教職員が実施をしているという状況ではありませんが、AEDを使用する場面は日々の教育活動の中でいつ何どき起こるか分かりません。そのようなことから、より多くの教職員がAEDの使用を含め、心肺蘇生法に関する訓練や研修に触れる機会が充実するよう努めてまいります。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） このAEDの使用については、当然いざというときに操作ができなければ、当然あっても意味がありません。私もAEDの講習は毎年一応受けておりますけども、やはり数年受けてないとまた忘れてしまったり、そういうケースもありますので、一度も受けていないことがないように、やはり全職員

が受けれるような体制づくりを、環境をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思いません。

続きまして、休日や夜間のAEDの公共施設について、屋外の設置についてでありますけれども、学校での突然死のデータによると、体を動かすことで体調が急変するケースが多くなっております。AEDの設置場所について最適と思われるのは、心停止のリスクが高い運動場や体育館などの近く、また使う必要性がある現場まで片道1分以内、24時間誰でもアクセスできる場所、その上でAED設置の場所について検討する必要があると考えます。

先ほど坂戸市のお話をさせていただきましたけれども、坂戸市は屋外設置をしておりますけれども、各施設のAEDの設置状況を視察させていただきました。私、坂戸中学校にお邪魔しまして、そこは屋外でも、ちょうど保健室の外に壁かけで、基本的には坂戸市はほとんど壁かけで保健室の外側に設置、また体育館も含め、そういうところがあります。

これ、なぜ坂戸市が屋外設置が多くなったかということ、実は一台も屋外設置はなかったんです。なぜなかったかということ、実は平成25年、この近隣で工事作業中に突然心停止で倒れた方がいました。それでまた休日のため、屋内のAEDは使用できないで、たまたま近くの学校に行って、たまたま市の職員がいたそうです。ただ、結局ないということで、許可を得て窓ガラスを壊してAEDを使用しようと思ったんですけど、しかし、時既に遅く、お亡くなりになられた。そういうことがあって、市長が屋外設置、これ全てではないですけども、屋外設置をするべきだということで、市長の号令で今屋外設置が進んでいるということをお聞きをしました。

今後進めていく学校の統廃合含めて、AEDの更新時に屋外に設置を検討することができないのかお伺いをしたいと思います。

○**教育部長（小俣 学君）** 市内の小・中学校に設置をしておりますAEDにつきましては、基本的には児童・生徒への学校教育活動を対象に設置をしております。設置場所につきましては、1階の用務員室など、校舎内、校庭、体育館など、ある程度中間距離に配置をしているということで認識をしております。

学校の統合やAEDの更新の際に屋外に設置をすることにつきましては、現時点では予定をしておりますけれども、議員からお話のありました坂戸市も含めまして、他市の先進事例などの情報収集に努めたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○**17番（木戸岡秀彦君）** ありがとうございます。

先ほども申しましたが、夜間、各学校の体育館を利用するケースがございます。特に坂戸市なんかは体育館、特に春日部市も確認させていただきましたけれども、春日部市に関しては、AEDの更新時にそういう形で体育館にも設置したということをお聞きしております。

これについて、体育館に移設ってということは考えられないのかお伺いをしたいと思います。

○**教育部長（小俣 学君）** 現在設置をしておりますAEDを体育館に移設することについてでありますけれども、当市の学校の場合には、体育館が学校の敷地の奥にあたり片側に寄っていると、そういう場所にあることが多いので、移設した場合には、逆に校舎内などで必要になった場合、遠くなってしまうことも考えられます。そういった意味で、現時点におきましては移設の予定はございません。ただ、こちらにつきましても、他市の先進事例など情報収集には努めたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。当然、全てにつけると言っているわけではないので、そういった意味では、各事例等もごさいますので、ぜひ研究をしていただきたいと思さいますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、④のAEDのコンビニエンスストアへの設置についてでありますけれども、これについては、過去、実際このAEDに関しては、その前に、過去、公共施設でのAEDの使用はあるのかお伺いをしたいと思さいます。

○総務部参事（関田孝志君） 過去の使用の事例でございすが、中央公民館前で交通事故があつた際と、小学校でのボランティアさんの事故、それぞれにAEDを使用したという経過でございすが、

以上でございすが。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

これはちょっと、外ではなくて中であつたものを取り出してやつたつていうことだと思さいけれども、またAEDを使用する場合、当然時間が勝負であるため、利便性があるコンビニエンスに設置することで、いざというときに対応しやすいと思さいます。

特にAEDの空白地域、これ私は以前にもお話ししました芋窪地域ですけれども、設置を検討するべきと思さいけれども、現在設置が増えている自治体を参考に検討していただきたいと思さいけれども、いかがでしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） 近隣市におきましては、令和4年、立川市が株式会社セブン-イレブン・ジャパンと協定を締結し、設置をしている状況です。コンビニエンスストアに設置する場合につきましては、市の負担でAEDを設置し、置かせていただいているものでございすが。このことから、現時点ではコンビニエンスストアに設置を進めるに当たり、財源確保が課題になると考えてございすが。

また、芋窪地域につきましては、芋窪の駐在所をはじめ、市内全ての交番・駐在所にAEDを設置してございすが。こちらのほうは、警察官が不在時においても緊急利用できるようになってございすが。

以上でございすが。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

緊急時に交番等で使用できるということですが、先ほども触れましたけれども、坂戸市の屋外設置、先ほど言いました春日部は、AEDの更新に合わせて屋外設置をしておりますけれども、坂戸市の公共施設、私は4か所見させていただきました。中学校、本庁舎、勤労女性センター、中央公民館、いずれもAEDの屋外設置の状況を確認させていただきましたけれども、やはり一番近い入り口横に壁かけとして設置をしてあります。壁かけというのはなぜかという、比較的成本が安くつけられるということで壁かけになっているケースが多いということでした。

市長の御答弁では、財源負担を考慮したAEDの設置方法を研究していくということですが、公共施設の屋外設置をした自治体をぜひ調査して研究をしていただきたいと思さいけれども、いかがでしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） 先ほど来お話に出ています埼玉県坂戸市、こちらについては、やはり公共施設へは屋外のボックスを設置してAEDという形です。また、コンビニエンスストアにつきましては、協定を締結し、市がAEDを配置して置かせていただいている状況だというふうに向っております。

当市が同様の形で進めた場合には、やはり新たに屋外設置ボックスの設置、またコンビニエンスストアとの協定、AEDの調達が必要となります。現時点では少し難しいかなというふうに向考えてございすが。



以上でございます。

- 17番（木戸岡秀彦君） 現時点では困難ということで、当然、お金がかかることですから、当然そうだと思いますけども、全てではなくて、やはり必要などころには、そういったこともぜひ検討していただきたいなと思います。

それで、以前も質問させていただきましたAED併設の自動販売機についてですけども、現在コカ・コーラボトリングと協定を結んでおりますけれども、AED併設の販売機は設置できないのか、また変更はできないのかお伺いをしたいと思います。

- 総務部参事（関田孝志君） コカ・コーラ ボトリングでは、AED併設の自動販売機の設置の予定はないというふうに回答をいただいているところでございます。また、他社においてAED併設の自動販売機設置事例があるようですが、やはりAEDを設置し、維持管理して利益を得られるかというところが一番の課題かと認識してございます。

以上でございます。

- 17番（木戸岡秀彦君） 私も今後事例を調査をしていきたいと思いますが、ぜひ当市においても調査研究をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

続きまして、この広報についてでありますけれども、AEDの設置場所や操作について、市民に分かりやすいように周知をしていただきたいと思っておりますけれども、現在の周知方法についてお伺いをいたします。

- 総務部参事（関田孝志君） 現在の周知方法につきましては、市のAEDの設置場所は、市の防災マップ、こちらにマップに落として表記してございます。また、民間施設や、それ以外のAED設置場所につきましては、日本救急医療財団の全国AEDマップ、こちらで確認することが可能でございまして、市の防災マップや公式ホームページにおいて御案内しているところでございます。

以上でございます。

- 17番（木戸岡秀彦君） ぜひこの市報等でも、定期的といいますか、AEDといってもなかなか知らない、分からないというケースがあると思っております。そういった意味では、年1回、そういった意味では、AEDの設置場所だとか操作方法というのもぜひ図柄で広報するとか、そういうことも必要だと思いますので、ぜひお伺いをしたいと思います。

また、AEDの設置が分かっても、操作が当然できなければ意味がないと思っております。当市においては総合防災訓練などで実施をしていると思っておりますけれども、坂戸市では市民向けAED講習会を年2回実施しているそうです。市報で広報しておりますけれども、当市においてもより広く市民に対して広報し、実施する必要があると考えますけれども、いかがでしょうか。

- 総務部参事（関田孝志君） 例年市におきまして、総合防災訓練のほか、避難所体験訓練において、消防署や消防団の協力を得てAEDを使った応急救護訓練を実施しております。市報等を活用して広く市民の皆様へ広報しているところでございます。また、消防署や消防団と連携しながら地域の防災訓練などを支援してございます。自治会におきましてはAEDを使用した応急救護訓練なども行っておりますので、地域の皆様にはそちらの参加を推奨しているところでございます。

以上でございます。

- 17番（木戸岡秀彦君） 防災訓練等で行っているということですけど、より多くの方が参加できるように取組をお願いしたいと思います。

最後に、このAEDについてですけど、当然財源というお話がありましたけれども、これに関して、今後国や東京都の助成があれば設置を検討していただけるのか伺いたいと思います。

○総務部参事（関田孝志君） 現時点におきましては、国や東京都の助成というのは確認できてございませんが、仮に助成を活用できるのであれば、要件を確認した中、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。ぜひそういった助成ができることを願っております。

これは要望ですけども、いろいろ質問をさせていただきましたけれども、AEDに関しては夜間、休日、24時間使用できる環境をぜひ整えていただきたいことを要望して、次の質問に移りたいと思います。

○議長（東口正美君） ここで10分間休憩をいたします。

午後 2時44分 休憩

---

午後 2時53分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（木戸岡秀彦君） 続きまして、3点目の郵便局との協定についてでありますけれども、これ、郵便局との協定を平成30年1月に協定を結びましたけれども、この協定後、実施したものがいいのか、また情報提供や連携は行っているのかお伺いをしたいと思います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 郵便局との協定に基づきます取組についてでございますが、これまで協定で定めました子供の見守り、道路の異状、不法投棄などにつきまして市に情報提供いただいた実績はございませんが、郵便局員が市内での業務中に見守り等を実施していただいていることは確認をしております。

なお、東大和市外の事例となってしまうますが、武蔵村山郵便局管内におきましては、郵便局員が火災と思われる煙を発見し通報した事例などがあるということをお伺いしております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。やはり郵便局の方が様々な形で動いて早期発見につながることで、これは期待ができると思います。ありがとうございます。

続きまして、郵便局の設置、玉川上水駅の件でありますけれども、市長答弁では、郵便局を確認に行って、地域の要望について伝えていくということでしたけれども、この玉川上水駅前には、信金の出張所、また郵便局のATMがあり、本当に利用者の方も多くいらっしゃいました。いずれも閉鎖、撤去、なぜ撤去されたのかと思うんですけども、人口が増えている地域にもかかわらず、現在北口の東大和市には金融機関がなく、市民の皆様から要望を多くお受けをしております。ぜひこの声も市民の声として伝えていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

これについて、市民から今まで要望があったのかお伺いをしたいと思います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 要望につきまして過去の状況を調べたところ、数年前の市長への手紙におきまして玉川上水駅周辺への郵便局設置の要望をいただき、その後、市から郵便局へお伝えしたことがございます。その際の郵便局からの回答につきましては、東京管内における郵便局につきましては現在統廃合を進めており、新規設置の計画はないという内容の回答を得たところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 残念ですけども、やはり地域の実情に合わせてぜひ動いていただきたいと思うん

ですけれども、続いて、上仲原公園近くのゴールドポスト、これは東大和にとっても貴重な、全国で79ということ  
ことで貴重なゴールドポストだと思えますけれども、これに関して、特に市としては何か関わっていることが  
あるのかお伺いをしたいと思います。

○企画政策課長（荒井亮二君） ゴールドポストの取組につきましては、令和4年1月に設置されたということ  
でございますが、こちら、市長答弁でもございました内閣官房と日本郵便株式会社との連携事業ということで、  
こちらについては市のほうは一切関わりがなく進められて当時おりました。当時のこちらの連絡につきましても、  
設置の少し数日前あたりに市のほうに連絡がありまして、そこで確認したというような状況でございます。  
そのような状況でございますので、市のほうとの連携ということでは実績がないという内容でございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

なぜそこにポストができたのかちょっとよく分かりませんが、実はその前にコンビニエンスストアがあ  
ります。通常そのコンビニはポストが設置されるコンビニなんです、郵便局と提携していますので。たまたま  
そこにポストが設置してあるということではなかったもので、万が一、移設できないのかなと思いましたが、ない  
ということなので、それはそのままいいと思えますけれども、このポストの移設・新設について、様々な当  
然条件、郵便局においてはポストの設置基準というのは私も聞いておりますけれども、これについて、過去、  
市民から郵便ポストの移設とか新設の要望等はなかったのかお伺いをしたいと思います。

○企画政策課長（荒井亮二君） ポストの移設等の市民の皆様からの要望ということで、こちらも過去の状況を  
調べました。

市長への手紙ということで1件、桜街道駅周辺におけるポストの新規設置等について御要望いただいたこと  
がございます。こちらもその後、御要望の内容につきましては郵便局側にお伝えをしたところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

これに関しては定かではありませんけれども、実はその後、近くのコンビニエンスにポストが設置をされまし  
た。大変市民の皆様から喜ばれましたけれども、コンビニエンスについては、大手3社が郵便局と協定をされ  
ております。2社は本局と協定を結んでいて、1社はその地域の郵便局と提携を結んでおります。プラスあと  
大手1社ですけども、この大手1社、これはセブン-イレブンですけども、これは設置は一切されておられ  
ません。玉川上水駅の近隣マンション群のコンビニエンスストアには以前ポストが設置をしてありました。皆さん  
大変、このマンション群ですからすごい助かったわけですけども、これは別の会社に店舗が変わった途端に設  
置がされなくなりました。また、南高木公園交差点、この北側付近にはポストがなく、不便を感じているとい  
う話をお聞きしております。この交差点に実はコンビニエンスがあります。これは郵便局と提携を取れば設置  
はできるのではないかと思いますので、これに関しても、先ほど郵便局に要望していくということでしたので、  
ぜひ要望をしていただきたいと思いますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

また、郵便局の事業に関しては、当然、事業については市が直接関わることはないと思えますけれども、市  
民の利便性向上のために重要なことだと思えます。ぜひ市民の声をお伝えいただきたいと思いますので、よろ  
しくお伺いをしたいと思います。

以上で3点目の質問は終了いたします。

続きまして、4点目の市民サービスの向上についてお伺いをしたいと思います。

この軟骨伝導については、これ以前一般質問でも質問をさせていただきました。聞こえのメカニズムや音伝達の性質の特徴は、骨伝導とは全く異なって、2004年に奈良県立医科大学の理事長・学長の細井裕司先生が発見した軟骨伝導は、これまでに知れ渡っていた空気を震わせて音を伝える気伝導と、骨を震わせて音を伝える骨伝導とは別に、経路となる第3の聴覚として今注目をされております。

前回、一般質問でお話しさせていただきましたけれども、狛江市が全国初で取り入れられました。そして早速、もう3か月ほど前に、難聴者、補聴器が必要だということで相談を受けまして、こういうところがあるからということで狛江市にお伺いをしてみました。狛江市に関しては市民課と介護政策課に設置をされて、実際私も体験をさせていただいて、その難聴者も大変本当にクリアで、やはり周りを気にしなく聞こえてすぐ喜んでおりました。今購入を検討しているそうですけれども、かなり価格も安いそうです。

現在狛江市を皮切りに、島根県の松江市、雲南市、座間市、上越市、三重県の松阪市、静岡県伊豆の国市、泉佐野市、また奈良県がかなり多くの軟骨伝導を今設置をしております。特に宇陀市に関しては、購入者に半額補助、10月から半額補助を開始している。橿原市、田原本町、山口県では長門市。この長門市に関しては、高齢者窓口じゃなくて総合窓口で貸出しをしているということでした。高齢者が増え、確実に加齢性難聴の方も増えてきます。利用効果を見極めていくとのことでありますけれども、補聴器に比べると衛生的かつまた安価で取扱いやすく、また音漏れが少なく、大声での会話が不要でプライバシー保護に役立つことから、市民サービスの向上に間違いなくつながると思います。

高齢者及び市民が多く利用される窓口、例えば高齢介護課、また市民課などにぜひ設置をしていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 議員の御指摘のとおり、軟骨伝導イヤホンの窓口での活用に関する取組が各市で始まってきていることは認識しております。

高齢者等が軟骨伝導イヤホンを使用することで窓口での会話が円滑に図られることがある一方で、肌に直接触れる器具になりますことから、その使用に際して衛生面で気にされる方もいらっしゃるのではないかと懸念もございます。

今後におきましては、他市の利用状況等を確認し、その効果等を見極めた上で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 効果を見極めた上でということですが、これだけ今年に入ってかなり増えているということは、それだけ便利だからだと思います。

市ではまた、窓口には、見えない人のために老眼鏡が置いてあります。私も庁舎内だったらかなり老眼鏡を窓口で置いているところが多いのかなと思いました。特に高齢者が集うところ、特に1階が、1階に聞いてみますとかなり利用者が増えていると言われていました。これに関しては、当然かけたら当然消毒をします。先ほども衛生面で気にされる方ということがありましたけれども、これやっぱ使ってみれば、やはり便利だと思います。

それと同じく利用者に使用していただけるよう、最後になりますけれども、ぜひ導入を検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○健幸いきいき部長（川口荘一君） 軟骨伝導イヤホンにつきまして、様々他市の状況など御紹介いただきました。

窓口に設置することに関してであります、やはり維持管理のことを含めまして、他市の状況をもう少し詳しく確認させていただき、その効果を見極めてまいりたいと考えております。その効果が確認できた場合におきましては、御高齢の方が多く訪れる窓口で試行するなど、窓口サービスの向上への取組として対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、最後の5点目の受動喫煙対策についてでありますけれども、これに関しては、今まで受動喫煙対策について様々質問もしてまいりましたけれども、この上仲原公園の看板設置及び煙を吸収する植物の配置についてですけれども、これについてはいつ頃行うのかお伺いをしたいと思います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 上仲原公園の啓発用の看板につきましては、現在設置をしているものというふうに認識しております。それから、喫煙所に設置予定の植物につきましては、現在市役所の敷地内で育てておりまして、来年の春頃に設置できればというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 私も幾つか植物を提案をさせていただきましたけれども、これは成長というか、どのぐらいの大きさになるのでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 設置予定の植物は常緑のツル植物でございます、かなりの高さまで伸びるものがございます。したがって、喫煙所の壁面の高さは十分に達するものというふうに認識しております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 喫煙所が見えなくなるような雰囲気になるのかなとは感じますけれども、また庁舎敷地内の、先ほど市長の御答弁ありましたけれども、喫煙所に配置した植物、私も見させていただきました。幾つか、ツリーのようなかわいらしいのがありました。これに関してどのぐらいまで成長するのか、そのままだとあまり意味ないのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○総務管財課長（関根 崇君） 今回、庁舎敷地内の喫煙所に植樹しました木はスマラグ、ニオイヒバともいいますが、そういった種類の樹木を喫煙所と歩道の間に15本ほど植樹させていただいております。この樹木は、今後順調に成長いたしますと数メートルの樹高になるということになりますので、そういった意味で、消臭効果、防臭効果が期待されるものであります。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひ吸収効果に期待をしたいと思います。

この喫煙所の場所ですけれども、これ例えばですけれども、現在喫煙所を屋上に移転するという事は可能なのかどうかお伺いをしたいと思います。

○総務管財課長（関根 崇君） 庁舎の屋上につきましては、庁舎屋上は関係者以外の立入りは制限しております。これは安全上の観点からも一般開放することは難しいというふうに考えております。

なお、喫煙所に利用者が集中しないように、利用する職員に対しましては、利用時間の工夫等について周知をしているところでございます。

今後利用者の削減についても検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 屋上はちょっと難しいということでした。分かりました。

続いて、②の路上喫煙、ポイ捨ての件でありますけれども、このポイ捨てが多い箇所の看板設置については現在どのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 看板設置についてでございますが、ポイ捨ての多い箇所付近の住居に、希望者の方に看板を配付いたしまして設置をしていただいているような状況でございます。また、今後も効果的な看板設置について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひこれはお願いをしたいと思うんですね。

ここで一つ事例を紹介したいと思うんですけども、この北九州市門司区であった、ポイ捨て常習犯が検挙されたということが今年ありました。

これは、通学路になっている道路にポイ捨てがずっと続いてきたわけですね。市民の方が常にいつもポイ捨てに関しては掃除をして、70代の方ですかね、ボランティアで行っておりました。なかなか減らないので、いつも監視をしていたんだけどなかなか見つからない。もう犯人が現れない。市に許可を得て、また警察の許可を得て、オリジナルの自分で看板を取り付けました。そうしたらさらにまたポイ捨てが増えた、そういうケースがありました。これはやっぱりかなり嫌がらせかなと思うんですけども、たまたま警察も、この方が100日間闘争という形で、もう毎日のように見たけどなかなか捕まらない。警察が初日に動きました。そうしたら、初日にそのポイ捨て犯人が現れて検挙された、そういうことがありました。執念のやっぱり見回りで捕まったということでありました。これは、その犯人も様々そうですが、看板によってよくなるケース、これは逆に増えたんですけども、やはり看板の効果っていうのは実はあります。

実は私も、このポイ捨てに関しては様々ところで確認をさせていただいております。ボランティアで毎日のように駅周辺からごみを拾っている方といろいろお話をさせていただきます。どの辺りに多いんですか、いやこのところは多い、ここが多い、ここは変わっていない、様々お聞きします。例えば幾つかあります。これは当然駅周辺が、駅周辺には喫煙場所があるのに駅周辺に捨てる。これはとんでもないって私は思うんですけども、特に玉川上水駅前の正面の西側道路、また上北台でボランティアでやっている方にお聞きすると、上北台駅の東側、芋窪街道沿いの駐車場とドラッグストアの歩道沿い、また上北台の上北台浄水所がございますね。浄水所に市道があるんですけども、そこに定期的にポイ捨てが多いと。また、特に商店街とかコンビニエンスストアにも多いんですけども、特に立野のヤオコー、八小に向かうヤオコーの通路、ここは校長先生が毎日一生懸命ポイ捨て収集をしておりますけども、ここはたばこは減らないと言っておりました。

そういった意味では、当然そこには何もないので、やはり注意喚起の看板も、看板だらけじゃ困りますけれども、そういう多いところに関してはやはり設置、当然どういう看板が適当なのか、そこらの調査をしていただきたいと思っておりますけれども、ぜひこれに関しては取り組んでいただきたいと思っております。

また、できないのであれば、私独自で看板も設置させていただきたいと思っておりますので、これに関してはぜひ進めていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 私どもも現場によく行きまして、ポイ捨ての状況等を確認させていただいております。やはり一番はポイ捨てを軽く行ってしまう心理状況が影響していると思っております。そういった方により効果的に訴えかけるような看板等の研究を他市も交えてしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、マナーアップキャンペーンについてでありますけれども、拡充について、具体的にどこを予定しているのかお伺いしたいと思います。

○環境対策課長（梶川義夫君） マナーアップキャンペーンでございますが、効果が見込まれるというふうに考えておりますのは駅前でございます。こういったところで、駅前のほうで実施したいというふうに考えているところでございます。来年度の実施に向けまして、詳細について今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） これに関しては、何度もやるわけではないので、年に1回とか2回とかだと思えますけれども、ぜひ多くの場所で効果的なキャンペーンを実施していただきたいと思えます。

東久留米においては、市民とか事業者の皆さんとともにまちの美化活動に取り組んで、多くの方がこのマナーアップキャンペーンに参加をしております。

要請があれば私もぜひ参加をしたいと思えますけれども、東大和市をきれいに、条例制定を視野に入れて取組を進めていただきたいことを強く要望して、今定例会での一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 大 川 元 君

○議長（東口正美君） 次に、14番、大川 元議員を指名いたします。

[14番 大川 元君 登壇]

○14番（大川 元君） 議席番号14番、無所属の大川 元です。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

1、粗大ごみの持込みについて。

①現在の状況について。

②今後について。

2、上仲原公園の体育施設の予約について。

①現在の利用状況について。

②課題について。

③今後について。

3、子ども達と教職員が安心して過ごせる学校について。

①体育館の空調について。

②教職員の確保と研修について。

4、学校施設の更新について。

①建築資材の価格や人件費の高騰による影響について。

②第七小学校と第九小学校の統合等の学校施設の更新について。

5、若年性認知症の方への支援について。

①現在の状況について。

②課題について。

③今後について。

6、高校生までの医療費の無償化について。

①現在の状況について。

②所得制限の撤廃について。

③今後についてをお伺いいたします。

壇上での質問は以上にして、再質問につきましては自席にてやらさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

[14番 大川 元君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長(和地仁美君) 初めに、粗大ごみの持込みについてであります。現在小平・村山・大和衛生組合では新ごみ焼却施設の整備事業に着手しており、事故防止などの観点から、事業が完了する令和9年度末までの期間は粗大ごみの持込みの受入れを中止しています。

次に、今後についてであります。現段階におきまして、整備工事終了後の粗大ごみの持込みの再開につきましては未定となっております。

粗大ごみの持込みにつきましては、新ごみ焼却施設の更新後、小平・村山・大和衛生組合と組織市において再開の時期を協議してまいります。

次に、上仲原公園体育施設の予約方法についてであります。現状ではインターネット等による施設利用の抽せん申込みや事前予約を行っており、その後の本申請及び施設利用料の支払いにつきましては、市民体育館の窓口で手続をしていただいております。

次に、課題についてであります。事前に希望日を予約いただいた後、本申請などのために市民体育館に来館していただくことが課題であると認識しています。

次に、今後についてであります。予約システムを利用する市民の皆様の利便性がさらに向上するよう調査研究をしてまいります。

次に、小・中学校の体育館の空調についてであります。夏の猛暑に伴い、児童・生徒の身体的負担を軽減し、熱中症を予防することと併せて、災害時の避難所としての居住性向上を図るため、令和2年度に小・中学校全校において空調機を設置いたしました。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、教職員の確保と研修についてであります。全国的に教職員の不足が問題となっている中、本市においても同様に教職員の確保に向け苦慮している状況であります。

教職員の研修につきましては、教職員として常にその立場を深く理解した上で、絶えず研究と修養に努めることにより個々のスキルアップを図っているものと認識しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、学校施設の更新における建築資材等の高騰による影響についてであります。昨今の建築資材の価格高騰や人件費の高騰、人手不足等の状況につきましては、学校施設の更新にも大きな影響を与えるものと認識しております。

現在進めております第七小学校と第九小学校の統合による新校の建設につきましては、様々な工夫を凝らしながら工事費の精査を行ってきたところであります。限られた財源の中で、できること、できないことを整理



しながら、将来に悔いを残さないよう最善を尽くすとともに、市全体の公共施設の更新を見据え、今後も精査していく必要があるものと考えております。

次に、第七小学校と第九小学校の統合等の学校施設の更新についてであります。現在第七小学校と第九小学校の統合による新校の開設に向けまして様々な取組を進めているところであります。

今後の学校施設の更新につきましては、市全体の公共施設の更新を見据えながら進めていく必要があると考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、若年性認知症の方への支援についてであります。市では、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう「認知症ガイドブック」を作成し、認知症に関する正しい理解の普及啓発に努めております。

また、このガイドブックにおきまして、若年性認知症の方やその御家族を支援するための相談窓口であります東京都多摩若年性認知症総合支援センターについても案内しております。

次に、課題についてであります。若年性認知症は65歳未満の方が発症する認知症性疾患の総称であり、働き盛りといった社会的役割が大きい世代の方の疾患でありますことから、高齢者とは違う悩みを抱えることがあると認識しております。

また、多くの認知症に関する施策が主に高齢者を対象にしていることや、若年性認知症が社会において認知度が低いことにより、適切な援助や治療の提供といった点で課題があると認識しております。

次に、今後についてであります。国は令和5年6月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法を公布し、令和6年1月1日に施行することを予定しております。

今後におきましては、国が策定予定の認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ、若年性認知症の方を含めた全ての認知症の方が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らしていくことができるための方策を検討することが必要であると考えております。

次に、高校生等までの医療費の無償化についてであります。子育て世帯の負担を軽減し、子供たちの健康を守るため、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする東大和市実施計画において、市の独自事業として実施することを掲載したところであります。内容として、所得制限と保険診療分の自己負担を撤廃する予定であります。

今後につきましては、関係条例の改正やシステム改修など、実施に向けた準備を進めてまいります。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○教育長（岡田博史君） それでは、小・中学校の体育館の空調について御説明いたします。

近年の猛暑を受け、熱中症対策と避難所対策を目的として、令和2年度に小・中学校全校において空調機を設置いたしました。また、中学校5校におきましては、停電時も稼働できるよう、プロパンガスを燃料とする非常用発電機も併せて整備いたしまして、避難所としての機能性の向上を図りました。

次に、教職員の確保と研修についてであります。教職員の確保につきましては、東京都内の公立小学校において令和5年9月1日時点で約140人の欠員が生じております。

当市におきましては、実技教科を専門的に担当する専科教員が1名欠員となっておりますが、学級担任については配置することができている状況であります。

教員の研修につきましては、勤務外に自主的に行うものと、勤務内に学校や教育委員会等が行うものがあります。そのほかに、民間企業や任意団体が行う研修、また1年間、教職大学院に通う研修などもございます。

次に、第七小学校と第九小学校の統合等の学校施設の更新についてであります。第七小学校と第九小学校の統合による新校の建設に向けては、工事費の精査に時間を要したことから、基本構想の策定時期を延伸するとともに、全体スケジュールを見直し、新校舎の開校時期を令和10年2学期としたところであります。

そのため、今後の学校施設の更新につきましても、更新時期や工事費等についてさらに精査をする必要があると考えております。学校施設の統合や周辺施設との複合化等、市全体の公共施設の更新を見据えつつ、今後関係部署と連携しながら調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○14番（大川 元君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、粗大ごみの受入れ中止についてなんです。市民への周知は現在どうなっているかについてお伺いいたします。

○環境対策課長（梶川義夫君） ごみの直接持込みにつきましてでございますが、市報及びホームページで周知を行っているところでございます。

以上でございます。

○14番（大川 元君） 粗大ごみの受入れ中止について、市は十分周知を果たしていると考えているのかについてお伺いいたします。

○環境対策課長（梶川義夫君） ごみの直接持込みにつきましては、現在小平・村山・大和衛生組合の工事の関係で、安全上の確保から持込みを中止させていただいております。そのことについては、できる限り市としては周知をしているというふうに考えております。

また、整備工事終了後の持込みにつきましては、また改めてきちんと周知させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○14番（大川 元君） 私も、自分の家の近所で粗大ごみの収集を依頼した方からちょっと今回相談を受けまして、その方は収集日の翌日にその粗大ごみセンターへ問合せみたいで、その粗大ごみの回収までの間、10日間、粗大ごみが自宅に置きっ放しということで、私が言われましたのは、次回の収集日までの間に雨が降ると粗大ごみがぬれてしまうということで、雨がぬれてしまうとやっぱり染みができたり見栄えが悪くなってしまいうつことをちょっとその方が心配されておまして、そういったことで、できればそういうふうに雨にぬれることなく持ち込みたかったんだけど、それがうまくいかなかったということで相談を受けたんですが、これ、要望も入っているんですけども、そういったことで、できるだけ市民に周知徹底していただいて、心配をかけないようにしていただきたいと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 粗大ごみを含めましたごみの直接持込みにつきましては、整備工事の関係で市民の方に御迷惑をおかけしている状況でございます。私どももできる限りの周知を今後も行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○14番(大川 元君) 改修しているから、安全上であつたり、いろんな問題から今持込みできないということについては私も理解しましたが、そういった市民の声もありますので、できる限り、再開する時期が決まりましたら市民に周知徹底を図っていただきたいと思います。

粗大ごみの持込みについては以上です。

次に、上仲原公園の体育施設の予約についてに入らせていただきます。

まず、インターネットの事前予約が可能であるとの御答弁でしたが、東大和は、市民からいろいろと言われるんですけども、市内の体育施設が若干、少し少ない傾向がありまして、そういう中で、やはり市民の方から予約についてある程度優先されているかということについて心配を相談されましたので、お伺いいたします。

○生涯学習課長(岩野秀夫君) 抽せん申込みの受付につきましては、利用日の属する月の2か月前の15日から25日までの間に受けておりますが、これは市内の個人、団体に限り行っているものでございます。また、その後空いている枠につきましては、インターネットによります事前の予約が可能となりますが、市内の個人・団体におかれましては、利用日の属する月の前月8日から受け付けることができます。

市外の団体におけます上仲原公園の体育施設の利用につきましては、市内の利用者のインターネット等による事前の予約の後、さらに空いている枠の予約を窓口のみ受け付けている状況でございます。

以上でございます。

○14番(大川 元君) 市民の方を優先してなるような、そういうシステムになっているということが分かりました。ありがとうございます。

そこで、さらにちょっとお伺いするんですけども、利用料の支払いにつきましては、クレジットカードなど、電子マネーとか、そういった決済が可能なのでしょうか。

○生涯学習課長(岩野秀夫君) お支払いにつきましては現金のみとなっております。

以上でございます。

○14番(大川 元君) 支払が現金のみっていうことなんですけれども、やはり今の時代の流れ的に、皆さんクレジットカードであつたりとか電子マネーで決済したいっていうことが私のほうに言われるのと、あとやっぱり利用料の支払いのために必ず窓口に行かなければいけないということが市民の方の負担になっているという声もありますので、できればネットで完結する形にさせていただきたいと思うんですけども、その上で聞きたいんですけども、これが窓口でもし手続しないと、予約はどうなってしまうのでしょうか。

○生涯学習課長(岩野秀夫君) 予約には期限が設けられてございます。抽せん申込みにつきましては、最初の利用日を含めた8日前、その後の空いている枠のインターネット予約につきましては、申込日から8日以内がそれぞれ予約の有効期限となっております。それを過ぎてしまうと予約は取消しということになります。

以上でございます。

○14番(大川 元君) 私もなんですけど、つつい忙しいと、ちょっと窓口に行くのを忘れてしまうときとかがありまして、予約とかじゃなくて。そういったときに、やっぱりその予約が取り消されるっていうことはやっぱりその今言ったネットで完済してればそういったことはないわけですから、そういったことでお伺いするんですけど、これまでこういう課題についてどのような検討をしてきたのでしょうか。

○生涯学習課長(岩野秀夫君) 近隣市の体育施設の予約システムにつきまして情報収集を行っており、現在の指定管理者とは情報共有を行ってございました。しかしながら、コロナ禍によります非常時対応に追われたために、課題についての具体的な検討には至っていないのが現状でございます。

以上でございます。

○14番(大川 元君) まだその具体的な検討に至っていないということは分かったんですけども、その上でちょっとお聞きしたいんですけど、この課題を解消するためには、現状ではどのような点を改善する必要があるのでしょうか。

○生涯学習課長(岩野秀夫君) 他市におきましても、インターネットによります施設の予約の後、利用料の支払いを現金のみとしている市につきましては、当市と同様に必ず窓口に来る必要が生じております。課題の解消には、現金のみとなっております利用料の支払い方法の見直しなど、手続の簡素化が必要と考えてございます。また、こうした事務手続の簡素化に伴いますシステムの改修も必要になってくると考えております。

以上でございます。

○14番(大川 元君) 私も、予約システムの利便性向上には、利用料の支払いが現金のみであるということが今もほかの市でも問題になっているということで課題になってくるということで、そのとおりでと思います。

そこで、他市で現金以外の支払いが認められているところについてはあるのでしょうか。お聞かせください。

○生涯学習課長(岩野秀夫君) 武蔵村山市になります。窓口での利用料支払いのほか、クレジットカード決済による支払いを実施しているというふうに認識しております。

以上でございます。

○14番(大川 元君) 今、武蔵村山とお聞かせいただいたんですけど、武蔵村山はやはり隣の市になりますので、私も言われるんですけど、その隣の市でできていることなんだから、現金以外の支払いも認めるようにしていただいて、将来的には、窓口には必ず行かなかったとしても予約システムの改善が図れるのではないかとというふうに考えるんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○教育部長(小俣 学君) インターネットで予約した方が窓口に来ないで済むような事務手続の簡素化につきましては引き続き調査研究を行うとともに、次期の指定管理者を公募する際には、この課題の改善に向けた提案を求めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○14番(大川 元君) そうしたら、今部長のほうからその改善について考えていきたいというふうな御答弁いただきまして、これは要望なんですけども、社会の流れは今は結構デジタル化に大きく加速しておりまして、あらゆる世代にスマートフォン等のデジタル機器が浸透している中で、やはり窓口に行かなかったとしても、手続がネットで完了することが市民の方から求められております。なので、市民の皆様が利用しやすい、そういった予約方法であったり利便性向上のためにも、ぜひ改善に向けて引き続き取り組んでいただきたいと思えます。

この項については以上です。

次に、体育館の空調について入らせていただきます。

私のところに、私の住んでるところの近くの近隣の小学校の壁にエアコンの空調があるんですけども、その壁に設置されているがゆえに、バスケットやドッジボールやバレーボールをしたときに、そのボールがそのエアコンに当たって壊れてしまうんじゃないかっていうちょっと声とかがありまして、なので、現在体育館に設置されている空調はその壁に設置してある露出型なんですけども、その上でちょっと聞きたいんですけど、第七小学校と第九小学校を統合して新たに建設する新校舎の体育館にはどのようなエアコンを設置する予定なのでしょうか。

○**新校開設担当課長（大野祐司君）** 第七小学校と第九小学校の統合による新校の体育館に設置する空調機についてでございますが、新校の建設につきましては、校舎と体育館を一体の建物とすることを計画しております。体育館も含め、新校の空調設備につきましては、露出型かどうかも含めまして、今後基本構想に基づき建物の設計を進めていく中で、ランニングコストの低減に配慮しつつ、安全・安心で快適な空間の整備を目指しまして検討をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○**14番（大川 元君）** 今の時代、私の子供の頃よりも何かちょっと小学校の皆さんも発育がよくて、私も先週ちょっとドッジボールやったんですけど、本気で投げられるとなかなか受け取れなくて大変だったんで、あのボールがやはりエアコンに当たってしまうとやはり壊れるという心配する声も当然かなと思いましたんで、そういった声もあるということを含めた上でちょっと要望なんですけども、その空調については安全やランニングコストにきちんと配慮した形で設置していただきたいと思います。

次に、教職員の確保と研修についてなんですけども、市長、教育長答弁により、教職員の確保について苦労されていることがよく分かりました。

この現状の中で、教職員の病気休職者を出さないための取組や対応についてはどのようなことを行っているのかについて伺いたします。

○**教育部参事（小野隆一君）** 教職員の病気休職者を出さないよう、校長会等において、特に新規採用教員のメンタル不調を未然に防ぐことや、教職員の時間外勤務時間や職務内容の状況について十分に把握し、適切に対応するよう指導しております。

また、管理職の発言や態度が職場環境に大きく影響することについて研修するなど、教職員が安心して職務に取り組める環境づくりに努めているところでございます。

以上でございます。

○**14番（大川 元君）** 今いろんな取組されていることは分かりました。

その上で、ちょっと私の近隣の小学校においてはちょっと先生が長期休職に入られたということで、学年主任の先生や副校長先生がその代わりに授業をしているということなんですけれども、そういった病気休職になってしまいますと、そのクラスの子供たちにもその担任の先生のことを心配かけてしまいますしっていうところもありますので、そういった病気休職になる前に、職務の負担軽減や休暇を取らせるなどの何か予防的な対応はできないのかについて伺いたします。

○**教育部参事（小野隆一君）** 少しでも心身の不調が認められる教職員に対しましては、管理職は休暇を促したり、職務負担軽減についても調整を図ったりしているところでございます。また、教職員ストレスチェック結果における高ストレス者について、管理職にも情報提供をしているところでございます。

部下や同僚のメンタルヘルス不調に気づくには、本人の通常の行動様式からのずれに着目することが大切であり、以前と比べて顔色がよくない、口数が少ない、否定的な発言が目立つ、仕事の能率低下やミスが目立つなどの兆候に気づいたら、一度時間を取ってゆっくり話を聞くことが大切であることを確認しております。

さらには、産業医との面談指導や、市や公的機関の相談窓口について周知を図っているところでございます。以上でございます。

○**14番（大川 元君）** 先ほど申し上げましたが、病気休職になりますと、周りの先生にも授業をやっていたりっていう形で、本来その方がやらない仕事の負担がかかってしまうわけなんですよね。そのことによ

りさらに引き受けた側の負担になって、負の連鎖反応じゃないですけども、また新たな方が休職されたりというふうなことになってしまいますとやはり私はまずいと思うんで、これは要望なんですけれども、教職員の方がすぐにSOSを発信したり、何かまずいなと思ったときには気軽に相談できるとか、そういう、あと短期的に休めたり、問題解決に向けた短期の研修ができるなどの環境整備の充実をよろしく願いいたします。

この項については以上です。

次に、第七小学校、第九小学校の統合について入らせていただきます。

第七小学校と第九小学校の統合による新校の建設に向けて工事費の精査を行って、そのスケジュールを見直したということなんです、今後の学校施設の更新についてどのように更新時期や工事費等の精査を行っていくのか、それを教えてください。

○**新校開設担当課長（大野祐司君）** 今後の学校施設の更新についてのさらなる工事費等の精査についてですが、今後の学校施設の更新につきましては、第七小学校と第九小学校の統合による新校の開設に向けた進捗状況等を踏まえ、学校施設長寿命化計画等の内容を精査するとともに、学校施設だけでなく、周辺施設との複合化等の検討も必要となりますので、市全体の公共施設の更新を見据えた中で、今後も関係部署と連携しながらさらなる精査をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○**14番（大川 元君）** 建築費の高騰により学校施設の更新は財政的にも厳しい状況にあるというのは私も分かります。

ただ、単純に考えますと、建設する学校の数を減らしたりであったりとか、そういったことをすれば財政負担が減るのかなと思いますが、学校の統合は、現在学校施設長寿命化計画に示されているとおりの学校しか行わないのでしょうか。

○**教育部長（小俣 学君）** 学校の統合についてですが、現在の計画、学校施設長寿命化計画におきましては、小・中学校再編計画で示しております小・中学校の望ましい規模に即した整備を進めることとし、現在進めている第七小学校と第九小学校の統合のほか、第三小学校と第五小学校の統合を進めることとしております。また、第一中学校と第五中学校の統合についても検討するという事になってございます。

ただ、議員から御質問がありましたとおり、昨今の建築費の高騰等によりまして、第七小学校と第九小学校の統合につきましてはスケジュールを見直した経過がございます。今後社会情勢の変化等を踏まえた中でどのように学校を再編していくかにつきましては、今後関係部署と連携しながら精査していく必要があると、そのように考えております。

以上でございます。

○**14番（大川 元君）** 第七小学校と第九小学校の統合による新校開設のスケジュールについては、今御答弁で言われたようにちょっと延伸しております。そういった意味では、学校施設長寿命化計画の実施計画と現在においても少しちょっとずれが生じてきております。なので、ある程度やはり私は現在の状況が計画を立てたときの状況とやっぱり変わってきているということも踏まえた上で、臨機応変に計画をちゃんと見直すことも必要だと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○**教育部長（小俣 学君）** 学校施設の長寿命化計画を見直すことについてでございますけれども、現在進めております第七小学校と第九小学校の統合による新校開設につきましては、昨日も御説明させていただいたところがございますけれども、小・中学校再編計画に基づく学校施設の長寿命化計画の実施計画から全体的にスケジュール

を1年延伸して取り組んでいる状況になっております。小・中学校再編計画につきましては適宜見直すということになっておりまして、また学校施設の長寿命化計画につきましては進捗状況等により5年ごとに見直すこととしてございます。

そのようなことから、社会状況の変化等を踏まえ、計画の見直しも含めながら今後検討していく必要があると、そのように認識しております。

以上でございます。

○14番（大川 元君） 今日国内でも、東大和市の問題ではないんですけども、あるイベントに、もうそのイベントの開催時期に合わせた上でもう強引にそういった予算を組み直してだったりとかやって、やっているイベントがありますけれども、それについては東大和に関係ないんであれなんですけども、ただそのニュースを見て、私のところに、建築資材の高騰により臨時で建設した、増設した学校とかの資材が、その報道では解体するときに、解体してもうそのまま再利用しないっていうふうな話でされていたんですよ。言ってしまうと、もう造って解体するっていうだけで、それで何百億円って話だったんですけども、そういった話を受けた上で私のとこに来たんですけども、やっぱり増設したりであったりとかして、そういった資材を使ったとしたら、その資材の耐用年数というのはまだ残ってるわけですから、解体するんじゃなくて、そこを再利用するなどかしたら、市民の方も建築費が上がっていたとしても納得していただけるんじゃないかという声があるんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○新校開設担当課長（大野祐司君） 増設した校舎を解体するときの再利用についてであります。第七小学校と第九小学校の統合による新校の開設に向けましては、新校舎を建設する間の仮校舎としまして、既存の第九小学校の校舎と第九小学校の校庭に新たに増築する校舎を仮校舎として活用する計画としてございます。この第九小学校の校舎に増築する校舎につきましては、建設コストを最小限に抑えるため、現時点では新校舎の建設に必要な期間中の賃借により対応することを検討しておりまして、新校児童が新校舎に移りましたら解体・撤去するものでございます。

一般的に、このような学校建て替え時の仮校舎につきましては、環境等にも配慮しまして資材の再利用も行われてございますので、今後仮校舎の建設に向けまして、再利用の観点につきましても調査研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○14番（大川 元君） やはり、先ほども言われました国内である大きなイベントについては多くの方が反対されてる中でも強引にやっているということで、そういったことがこれから先、東大和でも公共施設の建て替えがありますので、そういった際にはそういった声が市民から起こらないように気をつけていただけるということで、調査研究していただけるということが分かりましたので安心いたしました。

これは要望なんですけども、今言ったように、再利用をやっぱり研究してやっていくっていうのは大事だと思うんですよ。捨てるとか、廃棄するとかじゃなくて、そういう物を大切にしていってということがこれから先、私も非常に重要だと思いますので、市民の皆様にも納得していただけるように、そういった点について考慮した上で臨機応変な対応を要望いたします。

統合については以上です。

次の項に行かせていただきます。

○議長（東口正美君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時50分 休憩

---

午後 3時59分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（大川 元君） 次に、若年性認知症について入らせていただきます。

国の統計資料とかを見ますと、若年性認知症の割合はおおよそ10万人に50人前後ということとありますが、今市内における認知症の方について、人数とか状況を把握しているのかについてお伺いいたします。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 市内におけます若年性認知症の方につきましては市では把握はしておらず、人数につきましても不明であります。

なお、東京都健康長寿医療センター研究所のホームページで確認した内容となりますが、過去に実施されました若年性認知症の調査結果として、日本では若年性認知症の有病率は18歳から64歳の人口10万人当たり50.9人と推計されております。このことを東大和市に当てはめた場合は、人数は約25人と推計されます。

以上でございます。

○14番（大川 元君） 約50人ということまでは把握していたんですけど、50.9人ということはちょっと今初めて知りました。ありがとうございます、教えていただきまして。

今東大和市にも恐らく25人、30人前後いらっしゃるということなんですけども、今まで若年性認知症に関する相談があったのかについてお伺いいたします。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 高齢者部門の窓口におきます若年性認知症に関する相談につきましては、なかなか把握が難しいといった状況でございます。

以上でございます。

○14番（大川 元君） そうすると、窓口の対応についてはどうなっているのでしょうか。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 現在市では、若年性認知症の専用窓口、こちらにつきましては設置はしてございません。

御本人や御家族の方から相談があった場合につきましては、東京都が相談窓口として設置をしております東京都多摩若年性認知症総合支援センター、こちら日野市にございますが、そちらのほうを御案内することとなっております。

以上でございます。

○14番（大川 元君） やはり東京都っていう範囲になってくると、そういった支援センターについて開設されているということが分かりました。

そういった意味で、東大和市においてはまだあんまりそんな認知が行われてないってことは分かったんですけど、広い意味での全体の認知症に対する取組についてお伺いしたいんですけども、その中で若年性認知症の方が利用できるようなサービス等があるかについてお伺いいたします。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市内の高齢者ほっと支援センターには、病院などの関係機関と連携し、認知症の方やその御家族を支援することを目的とした認知症地域支援推進員を配置しております。また、認知症地域支援推進員が相談員となり、物忘れが心配な方などが無料で相談できる場として、物忘れ相談会を各ほっと支援センターの担当地区ごとに年6回実施をしております。どの会場におきましても、若年性認知症の方を含め、どなたでも自由に参



加していただくことが可能となっております。

以上でございます。

○14番(大川 元君) やはり自分自身で自覚して、そういったときに、今答弁で自由に参加してもらえる、そういったサービスがあるということについては分かりました。

その上で、今後市では、若年性認知症の方への対応として、さらなる取組じゃないですけども、今後増えていくとしたらどういう取組を行っていく考えがあるのかについてお伺いいたします。

○健幸いきいき部長(川口荘一君) 若年性認知症に関する今後の取組についてでございますが、現在市で取組をしております「認知症ガイドブック」の発行、また物忘れ相談会などの認知症に関する施策に関し、より多くの市民の皆様にご覧いただくため、引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

また、令和6年1月に施行が予定されております国におけます共生社会の実現を推進するための認知症基本法における基本的施策、そして今後国が策定する予定の認知症施策推進基本計画で示されます内容に基づきまして、若年性を含めます認知症の取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○14番(大川 元君) 今若年性を含む認知症の取組を進めていただけるということで、よろしくお伺いいたします。

若年性認知症については、私のところへ情報提供があったんですけども、鬱病や統合失調症ということで診断された方が、その反応が少ないんでってということで、よく調べてみたら脳の萎縮が原因だったということで若年性認知症であったということがあったということで、それがちょっと増えてきているらしいんですね。

その原因が、その治療薬は結構強いので、その副作用により、長年その治療薬を服用してるがゆえに脳が萎縮したのか、もしくは何かほかに原因があるのか分からないんですけども、ここ東大和市については、23区よりもやっぱりちょっと若干周りの周辺の地価が安いということもあって、そういう結構敷地が確保しやすいということで、私が知ってる限りでも結構いろんなところにそういう精神疾患系の病院があったり、国立精神・神経センターみたいに脳神経の病院とかもあるんで、そういうことで、そういう病院があるってことはその周辺に患者さんが住んでるということで、恐らく、今私が申しあげました精神疾患であったのが、よく調べたら脳神経であったりとかって話で、これからはもしかしたらそういった患者さんが増えてきて、そのことゆえ若年性認知症の相談がもしかすると23区内よりもこの多摩地域、東大和周辺においてはもしかしたら増えてくるかもしれませんので、そのことを考えた上で、東大和市においては今取組を進めていくというふうな御答弁いただきましたけども、臨機応変に対応していただきたいと思います。これは一応情報提供も兼ねて、要望になりますので。

若年性認知症については以上になります。

次に、高校生までの医療費の無償化についてに入らせていただきたいと思います。

高校生までの医療費助成について、医療費の所得制限をなくすということは和地市長の公約でもあったんですけども、市長答弁でも実施のめどがついたという話なんですけれども、再度確認したいんですけども、現在の実施状況はどのようになっていますか。

○子育て支援課長(原 里美君) 多摩地区26市の実施状況につきましては、令和5年10月1日現在で申し上げますと、小・中学生対象の義務教育就学児医療費助成事業につきましては、所得制限を設けてない市は19市、一部設けていない市は2市、所得制限を設けているのは当市を含め5市でございます。また、200円の窓口自

己負担分を助成している市は8市でございます。

高校生等医療費助成事業につきましては、所得制限を設けていない市は14市、所得制限を設けているのは12市、200円の窓口自己負担分を助成している市は7市でございます。

以上でございます。

○14番（大川 元君） 今御答弁いただきまして、近隣市の状況について分かりました。

そこで、所得制限を撤廃することで新たに医療費助成の対象となる子供の数はどのぐらいを見込んでいるかについてお伺いいたします。

○子育て支援課長（原 里美君） 新たに対象となる子供の数ですが、義務教育就学児医療費助成事業は1,100人程度、高校生等医療費助成事業は630人程度と見込んでおります。

以上でございます。

○14番（大川 元君） 非常に、私が今聞いた限りでは多くの方が対象になるということですので素晴らしい事業だと思います。

それで、無償化の実施により新たに必要となる経費についてはどのくらいかをお伺いいたします。

○子育て支援課長（原 里美君） 扶助費等の経費につきましては、現時点での試算では年間で約7,500万円が新たに必要になると見込んでおります。内訳は、義務教育就学児分が約5,700万円、高校生等分が約1,800万円と見込んでおります。

以上でございます。

○14番（大川 元君） そのぐらいの費用がかかるということが分かりました。

そこで、事業の実施に必要な準備として、現在どのようなことを行っていて、今後どのような作業を行っていくのかについてお伺いいたします。

○子育て支援課長（原 里美君） 現在は、予算の計上や条例改正等の事務手続、システム改修の内容確認等を行っております。

今後につきましては、条例改正後、新たな医療証の負担者番号の付番等について、東京都経由で国民健康保険団体連合会などとの調整を行うほか、対象者を抽出し、勧奨通知を送付した後、申請受付、医療証の交付などを行っていく予定でございます。

以上です。

○14番（大川 元君） この所得制限の撤廃については、私のところにも、夫婦共働きで仕事をしていますと所得制限がすぐ上限に行ってしまうと、医療費がかかるんだけどという相談は私のところにも非常に多く来ておりました。

そんな中で、和地市長のほうが公約に掲げて、子育て・教育で選ばれる東大和にということ、高校生までの医療費の無償化を挙げて、令和6年度に実現することになると思いますが、このことにつきまして最後に市長の所見をお伺いしたいと思います。

○市長（和地仁美君） これまでも所信表明をはじめ様々な場面で述べさせていただいたとおり、私は、生涯を通して健康であるためには、体の基本が作られる子供時代の健康は本当に重要であるというふうに考え、所得制限を設けない高校生等までの医療費完全無償化を施策として掲げてまいりました。開始時期としましては、医療証の年度切替の時期となる令和6年10月、来年度の10月を予定しております。この施策により子育て世帯の負担を軽減し、東大和の未来を担う子供たちが安心して必要な医療を受けることで、子供たちの生命と健

康を守り、その成長を支えることにつながるというふうを考えております。

また、23区など高校生等までの医療費の無償化を既に実施している自治体との差が解消されることにより、当市が多くの子育て世帯から選ばれる、そのようになることを期待しているところです。

以上です。

○14番（大川 元君） 御答弁ありがとうございました。

そういった上で、公約が実現して私も非常によかったと思います。やはり子供が安心して育てていけて、また今回若年性認知症についても一般質問で取り上げましたけども、東大和であれば、若くして認知症を発症したとしても安心していけるであったりとか、そういった今市長おっしゃられました、どの年齢であったとしても東大和で安全で安心して暮らしていけるっていう社会、そういった社会を私もつくっていかなければというふうを考えておまして、やはり未来につながる市長がおっしゃられるその市政っていうところは、やっぱり生まれてから亡くなるまで安心して暮らせる、そういった東大和市である、どこの世代に偏っているとかではなくて、そういった全年齢的なそういった施策が非常に必要になってくると私も感じております。

その点で、今回一般質問において粗大ごみの持込みから学校について、あと若年性認知症や、今回高校生の医療費の所得制限の撤廃まで幅広く質問させていただきました。それで、市長からきちんと答弁いただきましたので、今回の私の一般質問、これで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、大川 元議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 金 井 康 哲 君

○議長（東口正美君） 次に、20番、金井康哲議員を指名いたします。

[20番 金井康哲君 登壇]

○20番（金井康哲君） 議席番号20番、やまとみどりの金井康哲でございます。令和5年第4回定例会に当たり、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、大項目の1番として、人と動物との共生社会について。

近年は、高齢化の進展やコロナ禍の影響により癒やしを求める傾向が強まっており、新たに犬や猫などを飼い始める人が増えております。犬はかつて玄関先や庭などで飼われていたり、防犯目的で飼われていた時代もありましたが、昨今においては人と一緒に主に室内で暮らす、言わば家族の一員としてかけがえのない存在といったコンパニオンアニマルという存在に変化しております。私も犬を飼っておりますが、ペットを飼うことによって、ストレスや不安の軽減、また規則的な生活が送れるようになるなど、心身ともによい効果が得られるという調査結果もあります。

さらには、動物好きな人とのコミュニケーションの輪が広がるなど、メリットは多くあります。しかし、その反面、飼い方のルールやモラルが守られないと、他人への迷惑や事故につながるおそれも生じます。

今後さらに少子高齢化が進展をする中、人とペットの共生が大切なテーマの一つであると思います。

このことから、当市の見解について2点御質問させていただきます。

①としまして、ペット飼育の現状とマナー啓発の取組について。

②といたしまして、ドッグラン施設の整備について。

なお、本質問は、ペットなど人が占有する動物であり、野生動物は含まれていないことを申し添えておきます。

次に、大項目の2番として、東大和市事業継続計画（地震編）について。

去る10月15日に市立第一中学校にて実施が予定されておりました東大和市総合防災訓練は、荒天により残念ながら中止となってしまいました。関東大震災の発生から100年の節目の年ということで、特別イベントの開催や、今回の訓練から新たに大型犬の受入れも可能としたペット同行避難訓練など、職員の方々も計画や準備に力を入れていたものと拝察いたします。市民参加型訓練は残念ながら中止となりましたが、消防団訓練、また市職員による非常時優先業務確認訓練は予定どおり実施されたものと伺いました。

このことから、以下について御質問させていただきます。

①としまして、令和5年度東大和市総合防災訓練における評価と課題について。

質問は以上でございます。

再質問につきましては、市長答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきます。よろしく申し上げます。

〔20番 金井康哲君 降壇〕

〔市長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） 初めに、ペットの飼育の現状とマナー啓発についてであります。市では全てのペットの飼育状況について把握しておりませんが、猫や犬のほか、多種多様な生き物が飼育されていると認識しております。

このような中、市では、犬に関して狂犬病予防事業の実施を、猫に関しては飼育困難者に対する相談窓口を設置しており、ペット全般の飼育相談につきましては東京都動物愛護相談センターを紹介しております。

また、マナー啓発につきましては、犬の散歩時にリードを装着することや、ふん及び尿の処理などについて、また猫については屋外へ放さないよう周知しております。

次に、ドッグラン施設の整備についてであります。犬を飼っている市民の皆様の中にはそのような要望があることは承知しておりますが、現在市ではドッグラン施設を整備する予定はございません。

次に、総合防災訓練についてであります。令和5年度におきましては、非常時優先業務確認訓練の想定を例年の休日早朝から平日昼間の発災としました。これにより、帰宅困難者への対応や学校・保育園の対応、夜間の人員交代や休息等までを想定した業務の遂行について確認、検討することができました。

課題といたしましては、職員一人一人が防災機関の一員であるという意識を強く認識し、災害時における想定外の事態まで対応できるよう臨機応変に動ける人材を育成することです。

このため、デジタル化の推進によりパソコンやシステム等の活用が業務遂行の前提となる現状において、今後はシステムが使用できない条件を付し、その中で職員が柔軟に考え、主体的に行動できるようになるための訓練を考えているところであります。

以上です。

〔市長 和地仁美君 降壇〕

○20番（金井康哲君） 和地市長、御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

初めに、大項目の1番、人と動物との共生社会について。

①のペット飼育の現状とマナー啓発の取組について再質問させていただきます。

犬と猫の飼育頭数について、ペットフード協会の調査によりますと、コロナ禍による在宅時間が増す中、新たにペットを飼い始めた人が増えたというデータがあります。日本全国ですが、2020年の新規飼育頭数は犬が

約46万頭、前年と比べると約14%増、猫が約48万頭、こちらは約16%増と増加傾向にあります。

そこで、当市における犬の登録数と予防注射頭数の推移について伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 当市におけます犬の登録頭数と狂犬病予防注射済みの頭数の推移についてでございますが、登録件数につきましては、令和3年度末の3,600頭に対しまして、令和4年度末では3,644頭と約1.2%の増となっております。また、予防注射済票の交付件数により把握している頭数については、令和3年度末の2,987頭に対しまして、令和4年度末は2,862頭と約4.2%の減となっております。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

狂犬病予防法により犬の原簿登録は飼い主の義務となっておりますが、室内犬をはじめ、未登録犬が一定数存在するかと思います。市の見解はいかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 狂犬病予防法におきまして、全ての飼い犬の登録申請は義務となっております。

市は、登録申請を行っていない未登録の犬の存在について詳細な状況を把握ということはできておりませんが、市報等によりまして犬の登録義務等につきまして引き続き周知してまいりたいというふうに考えております。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

日本国内におきましても2020年に狂犬病患者が確認されました。本例はフィリピンから来日者が発症したものであり、フィリピン国内で犬にかまれたことが原因であると推定されております。ここから日本国内に狂犬病が蔓延することはありませんが、周辺諸国において、依然として狂犬病が蔓延している地域が多くございます。こうしたことから、日本への狂犬病侵入リスクは皆無ではありません。

予防接種の案内を出そうにも、まず登録がされていなければ周知することもできません。罰則を振りかざして登録を求めることよりも、自主的に登録をしてもらうことから、ペットは家族の一員であるという飼い主の心を大切にしたい犬の住民票を発行している自治体もあり、この住民票が欲しくて早速登録を行ったというような飼い主の方もいるようです。ぜひ当市におきましてもさらに登録数の向上に努めていただきたいと思います。

続きまして、昨年6月に改正動物愛護管理法が施行され、犬、猫のマイクロチップの装着が義務化されました。マイクロチップ装着費用に関する補助、助成事業を実施している自治体も存在しますが、当市の取組と今後について伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 改正動物愛護法に基づきまして、マイクロチップの装着につきましては、犬及び猫の販売業者の責務となっております。販売業者以外の所有者につきましては努力義務となっているというふうに承知しております。

同法改正前に所有した犬や猫にマイクロチップ装着をする飼い主に対して補助事業を実施している自治体があるというのは認識してるところでございます。

当市といたしましてでございますが、現段階におきましては補助事業の実施について検討はしておりませんが、市報やホームページによりまして、引き続きマイクロチップ装着についての啓発を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

改正動物法によりマイクロチップを装着・登録している場合、当市におきましてはマイクロチップを鑑札と

みなしておりますでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 狂犬病予防法の特例に基づきまして、本市では、マイクロチップを装着・登録している犬につきまして、当該マイクロチップを鑑札としてみなしております。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

マイクロチップを装着することにより、迷子になったときに飼い主の元へ戻る確率が格段に高まることや、災害時における円滑な動物救護活動ができるといった様々なメリットがありますので、ぜひ引き続き啓発に努めていただけたらと思います。

続きまして、昨年度の行政報告書の記載内容に、散歩中におけるペットのマナーについて市民ポストに投函されたとの記載がありましたが、その後の市の対応について伺いいたします。

○環境対策課長（梶川義夫君） 飼い主のマナーについてでございますが、市報やSNSでふん及び尿の取扱いについて周知に努めているところでございます。また、市の集合予防注射や窓口にお越しになられた際に啓発用のチラシを配付しております。

そのほか、ふんや尿に関しまして困っている市民の方に対しましては、飼い主への啓発用の看板等を配付しておるところでございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

本市においてはイエローチョーク作戦を試行しているということですので、飼い主のマナー向上につながることを期待します。

続きまして、災害時の同行避難について、こちら小平市なんですけど、小平市ではNPO法人が市と動物の災害協定を締結し、ペットとの防災講座を開催したり、災害時には避難所運営を行うそうですが、本市ではどのような運営方法になっているのでしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） 本市におきましては、公益社団法人東京都獣医師会多摩西支部と災害協定を締結しております。本協定に基づき、避難者のペットの管理の支援や指導等を獣医師会のほうに要請できるものでございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

避難所運営におきましては、人と動物との動線確保や、学校再開時にはペットをどうするかなど、課題は多岐にわたると思われまして、共生に向けた取組をよろしく願いいたします。

続きまして、②番のドッグラン施設の整備について再質問させていただきます。

先ほどの御答弁にございましたが、犬の登録頭数が3,644頭ということは、約10世帯に1世帯が飼っていることとなります。しかし、市内においてはドッグランがなく、愛犬家の方たちは市外の立川市や小平市、また瑞穂町まで足を伸ばしているといった現状がございます。

本市にドッグランを設置することにより新たな魅力の創出や人口流入につながる期待が持てるかと考えますが、市の見解を伺います。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） ドッグランを設置することによりまして市の魅力の向上の一助となるとは思いますが、一方で、整備に当たっては、一定の広さや設備の整備、また利用者や周辺住民の安全の確保、

衛生環境の確保など様々な課題があると認識しており、現在市ではドッグランを整備する予定はございません。  
以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

ドッグランの必要性として、公園における犬をめぐる事故やトラブルを防止することで安全性や快適性を確保するとともに、人と犬が互いに気持ちよく利用できる空間をつくることができます。また、犬にとってはストレス発散や犬同士の社会性を学べる場所といったことや、人にとってもコミュニケーションの場として一定の効果が期待されることから、ぜひ他自治体などの事例も参考に前向きに検討していただけることを期待いたしまして、この項を終わらせていただきます。

続きまして、大項目の2番、東大和市事業継続計画、①令和5年度東大和市総合防災訓練における評価と課題についての再質問に移らせていただきます。

まず、今回の訓練想定を平日の昼間に設定したことでしたが、これまで参集後、災対本部を立ち上げ、参集状況により優先業務を振り分けることが初動となる訓練だったかと思いますが、今回は職員、また来庁者の安否確認や庁舎の被害状況など、初動確認が新たに加わったかと思われませんが、その実効性の評価について伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 来庁者の安否確認や避難誘導などにつきましては、平日の昼間の職員の出勤状況を考えますと、人員的には充足できていると。今回訓練におきまして行動が確認できましたことは大変有意義であったと認識してございます。

庁舎の被害状況につきましては、休日に参集した場合におきましても実施しておりますので、今回再確認をすることができたということでございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

防災訓練の現状は、マンネリ化が問題だと考えます。今回のように想定を変えることでより効果的な訓練が行えたものと思います。

先ほどの市長答弁でもありました想定外の事態でも対応できる人材の育成につきましては、シナリオを作成せず防災訓練を行うことで、想定外のことが起こったときに自分たちで考え、どう行動したらよいか、実効性のある訓練が行えるものと考えます。

続きまして、2011年に発生した東日本大震災時、当市においては震度5弱を記録しましたが、当時の被害状況と今回の被害想定での整合性についてお伺いいたします。

○総務部参事（関田孝志君） 東日本大震災時、当市では震度5弱を記録し、市内ではブロック塀の倒壊や外壁の剥離、窓ガラスの破損など数件見られました。今回の訓練における被害想定は市内の最大震度は6強で、首都直下型地震を想定したものでございます。東日本大震災における被害を踏まえ、さらなる被害に対応できるように想定したものでございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

首都直下地震を想定ということであると、東大和市地域防災計画の想定被害は、建物倒壊、出火、人的ともに甚大な被害を想定したかと思いますが、今回の訓練に当たり、各災対部や災対班からどのような成果や課題が挙げられましたでしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） 成果につきましては、首都直下地震の被害想定と直接関係はございませんが、訓練参加者の対象範囲を広げたため、多くの職員が貴重な経験を積めたことであります。

また、課題につきましては、被害想定が甚大で、初動期には、災害本部の開設や避難所の開設等、特定の班では人手不足が予想されると、応援や連携の意識が十分でなかったということでございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

本計画は平成25年に策定され、その後、市の職員数の変動や組織の改正、また今年の5月には東京都による「首都直下地震等による東京の被害想定」の見直しを受け、今年3月に改定されましたが、改定後初となる訓練だったかと思いますが、被害想定などの見直しにより大きく変更された業務等がございますでしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） 被害想定の見直しに伴い想定される人的・物的被害が減少しましたが、必要な応急対策や災害時の業務の内容につきましては変更はございません。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

今回の改定は東京都の被害想定の見直しでしたが、人事異動や、今回のような組織の改編あるいは災害協定の締結先などの変化に対応して適宜見直すことが重要だと考えております。

続きまして、2016年4月14日、16日に発生した熊本地震の例を挙げますと、熊本県益城町庁舎は、地震に備え、2013年に建物外部にフレームを取り付けるといった耐震工事を実施しておりましたが、これ14日と、16日が本震だったと思うんですけど、16日の地震で建物の一部が損壊してしまって立入りが禁止となった事例もございます。

当市においても災対本部となる市役所本庁舎含め、公共建築物の耐震化整備は平成28年をもって100%達成しておりますが、こういった事例も加味した中で代替施設の検討はされているでしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） 代替施設の必要性は認識しているところではございますが、現時点では確保には至ってございません。適当な場所について情報収集に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

自治体の災対本部は災害対応マネジメントの中核であり、災害対策基本法では、その役割として、情報収集、災害予防、応急対策方針作成及び実施と定められております。発災時、災対本部が機能不全に陥れば、住民の安全・安心を守ることはできないと思いますので、庁舎北側砂利敷き駐車場等も含め御検討をお願いできればと思います。

続きまして、過去の災害事例を見ますと、首長が不在のときに災害が発生したというケースが多く見られます。市長の補佐機能を日頃から強化することが望まれますが、市の対策について伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 災害対策本部では、本部長であります市長を副本部長であります副市長、教育長が補佐し、市長に事故があるときは、職務の代理を副市長、教育長の順に決められており、これに基づき災害対応に当たります。日頃からの強化につきましては、訓練は必要であると認識しており、訓練方法の研究に努めているところでございます。

なお、先日、災害対応研修に市長が参加し、市長が対応できない場合を想定した訓練を行い、対応の強化を図ったところでございます。



以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

様々なケースを想定する必要があると思いますが、以前行われました総務省消防庁による地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会によりますと、災害対策の最高指揮者は首長である必要はない、危機状況では首長の信任を得た副市長や総務部長などが対策の実働作業を指揮監督するポストに就くべきであるとも示されておりました。こうしたことから、日頃の訓練から柔軟な対応が必要だと考えます。

続きまして、災害時には民との連携が必要不可欠だと考えます。当市におきましても、東大和市防災会議が開催されております。その構成員として地域住民組織や民間事業者等の方々も参加されていることかと思いますが、どのような基準を持って構成されているのでしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） 災害対策基本法の規定に基づき、市の防災会議条例で組織の構成区分や構成員を定めております。構成区分につきましては、市の職員、東京都の職員、警視庁の職員、東京消防庁の職員、消防団長、指定公共機関の職員、指定地方行政機関の職員、自主防災組織や学識経験者としてございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

建設同友会など、災害時において道路施設などの応急処置及び障害物の除去などを請け負う協定を結んでおりますが、このような団体については防災会議の構成員に属さなくてもよろしいのでしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） 災害対策基本法や市の防災会議条例には定めがなく、会議の構成員とはしておりませんが、例年、総合防災訓練において災害時における市との連携を図るため、市の防災関係機関として参加をお願いし、協力をいただいている状況でございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

それでは、救援物資の観点から、運送事業者との連携について伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 東京都主催の専用システムを活用した図上訓練において災害物資の搬送訓練を行い、東京都や運送事業者との連携を図っているところでございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

物流系において、2016年の熊本地震では、官と民との連携によってプッシュ型物資供給支援も可能となりましたが、当初は被災地内で避難所などの需要先に物資を届ける運送を受け持つべき被災地域の民の体制が整わず、被災地内で迅速に対応し得ないラストワンマイル問題が発生しました。その原因として、被災地における自治体と運送事業者のBCPによる取組の不足がもたらした問題だと言われておりますので、ぜひ今後とも官民の連携強化を図っていただきたいと思います。

次に、市内では震度5弱の地震発生で災害対策本部の設置、また休日・夜間においては、中学校区ごとに市内在住職員を中心とした初動支部を編成するかと思いますが、発生直後は膨大な情報収集に追われるため、市内在住職員による初動本部や災対本部は有効かと思われませんが、何割ぐらいの職員が市内在住でいらっしゃるのでしょうか。お伺いします。

○総務部参事（関田孝志君） 市内在住職員は、災害対策本部のうち震度5弱以上で参集する第1配備対象の職員では約35%。震度5強以上で参集の第2配備対象職員では約30%、震度6弱以上で参集の第3配備対象職員

では約30%、震度5弱以上で参集の初動要員は約64%となっております。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

それでは、非正規雇用職員に対しましては、現時点ではどこまでの災害対策業務を担当してもらうのでしょうか。お伺いいたします。

○総務部参事（関田孝志君） 現時点では、災害対応業務への従事は想定してございません。災害時には、災害対応に従事できる職員の不足が想定されるため、今後におきましてはほかの自治体の取組等について研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

被災自治体の職員に起因する災害上の課題として、当市に限らず、世界的に見て市民を雇わない日本の公務員の少なさといった問題が挙げられると思います。減少し続ける職員と増加する公務の中でいかに対応するかが鍵だと思います。

また、住民の自助・共助の力を高めておくことも重要であり、防災や減災に対する住民からのニーズや実施すべき防災関連事業が増加しているのに対し、市の職員の総数自体が縮小し続けているという事実について市民の方にも自覚を促していくことや、OBやOG職員の方からの協力を得ることなども進める必要があるかと思えます。

続きまして、災害発生後、住民は何より情報を必要とします。行政は正確な災害情報をできるだけ早く住民に届けなければならないと思いますが、情報トリアージと周知の手段についてお伺いいたします。

○総務部参事（関田孝志君） 災害時の情報伝達の優先につきましては、災害発生直後から数時間において被害情報や避難情報等の直接生命・財産に影響を及ぼす情報の配信を優先され、次に道路や医療機関、ライフラインの開通、開設状況、ごみ収集状況など情報を選択していくというふうに考えております。

周知の手段につきましては、防災行政無線、SNS、メール、広報車等、あらゆる手段を用い、情報伝達に努めることと考えてございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

国や都との情報連携について、国や東京都からのリエゾンを災対本部にオブザーバーとして入ってもらうことが有効かと思いますが、市の見解についてお伺いいたします。

○総務部参事（関田孝志君） 災害対策本部で国や東京都からのリエゾン——情報連絡要員に参加をいただくことで迅速な情報共有が可能になることから、一定の効果があると考えてございます。このことから、今後災害事例等を参考に研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

リエゾンにつきましても、過去の災害を見ますと、連携不足や被災自治体の地形などを把握していないことによりうまく機能しなかったという事例もございます。ふだんからの防災訓練などが密な連携を図ることが必要不可欠だと考えます。

続きまして、大規模災害となると、応援協定を締結している近隣市の自治体も被災地となり、人的資源の著

しい不足が考えられますが、市の見解について伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 大規模災害では、近隣市も含め人的資源が不足することが想定されるため、東京都や国を通じて他県からの支援や、友好都市であります喜多方市との協定に基づき人的支援をお願いすることが考えられます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

東京都や国に対して要請は必要不可欠ですが、様々な自治体と災害時相互援助協定を結び、自治体スクラム支援といった仕組みづくりをすることも有効だと考えます。

続きまして、人的支援や物資の輸送など、道路の閉鎖要因の解消を目指し、東京都はTOKYO強靱化プロジェクトと題して無電柱化の推進に注力しておりますが、本市において実施している立川都市計画道路3・4・17号桜街道線以外に、本市が無電柱化を実施する予定はあるのかお伺いいたします。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 現時点におきまして、立川都市計画道路3・4・17号桜街道線以外に本市が無電柱化を実施する予定はございません。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） すみません。最後です。

ありがとうございます。無電柱化により、災害時には電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐとともに、電線類の被害を軽減し、電気や電話などのライフラインの安定供給を確保することも期待できることから、物資運搬ルートなども踏まえた上で御検討いただけたらと思います。

最後となりますが、近い将来発生が危惧されております首都直下地震において、自治体職員の課せられた役割と期待される市民のニーズは極めて高いものと感じます。官民の連携をさらに強固にすること、また先ほど御答弁でもありましたように、和地市長の指揮の下、職員の方一人一人が防災機関の一員であるという意識を強く認識し、災害時における想定外の事態まで柔軟な対応ができること、そしてこのBCPの実効性を高めることができるよう期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、金井康哲議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（東口正美君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時53分 延会